

HUMAN MADE Inc.

新株式発行並びに株式売出届出目論見書
2025年10月 HUMAN MADE 株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式2,311,734千円（見込額）の募集及び株式13,840,800千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式2,484,044千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年10月23日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

HUMAN MADE株式会社

東京都品川区上大崎二丁目24番9号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。



1. HUMAN MADE Inc. とは

私たちHUMAN MADE Inc.は、
人間の閃きと、人の手が生み出すカルチャーの芽を
マンガ、アニメ、ゲームに続く
日本を代表するクリエイティブ産業に育てる会社です。



MISSION :

人間の閃きが生み出し、人間の手が創り出す輝きを、世界へ。

MISSION STATEMENT :

「創造」こそ、人間の根源的な価値である。

私たちはそう信じている。

効率や正解を超越した先に、かつてないアイデアは潜んでいる。

閃きと人の手が生み出すクリエイションで、人類未踏の発見と体験を生み出し、
新たなカルチャーが生まれる起爆剤となる。

それが、HUMAN MADE Inc.

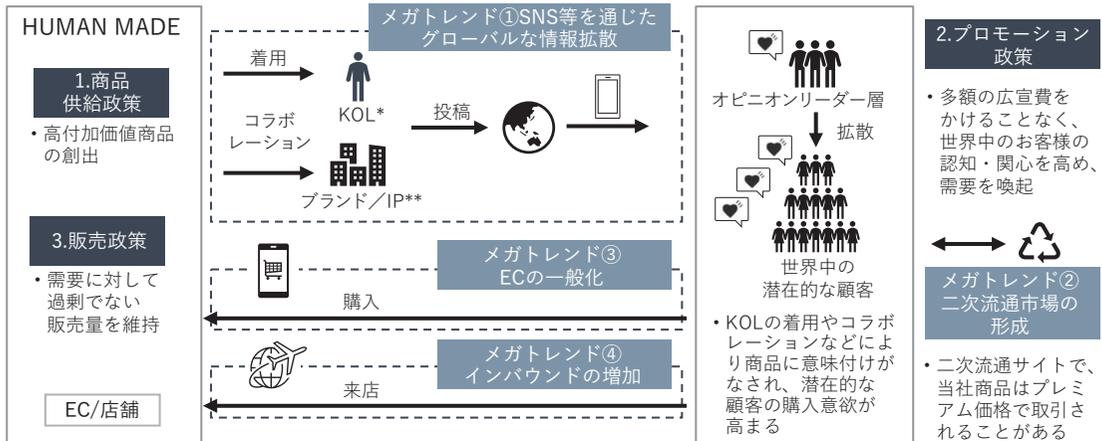
世界中のストリートに息づく感性と過去へのリスペクトを融合させながら、
ココロ弾ける瞬間を、世界へ届けていく。

2. 当社の特徴



①事業の内容

ブランド事業として「HUMAN MADE」をダイレクトかつグローバルに展開しています。品質の高い素材やディテールにこだわったアパレル、ライフスタイルグッズ等の商品を主にダイレクトチャネル（自社EC及び自社店舗）を通じて、世界中のファンの皆様、著名人、著名アーティスト・クリエイターにお届けしています。当社のビジネスモデルのイメージ図は、以下となります。



*KOL：Key Opinion Leader の略。世界中の多数のセレブリティに、当社製品を愛用していただいている
 なお、当社からPRを依頼しているものではありません

**IP：Intellectual Propertyの略。クリエイティブな活動によって生み出されたアイデア・創作物など、知的財産として価値をもつもの

■プロダクト

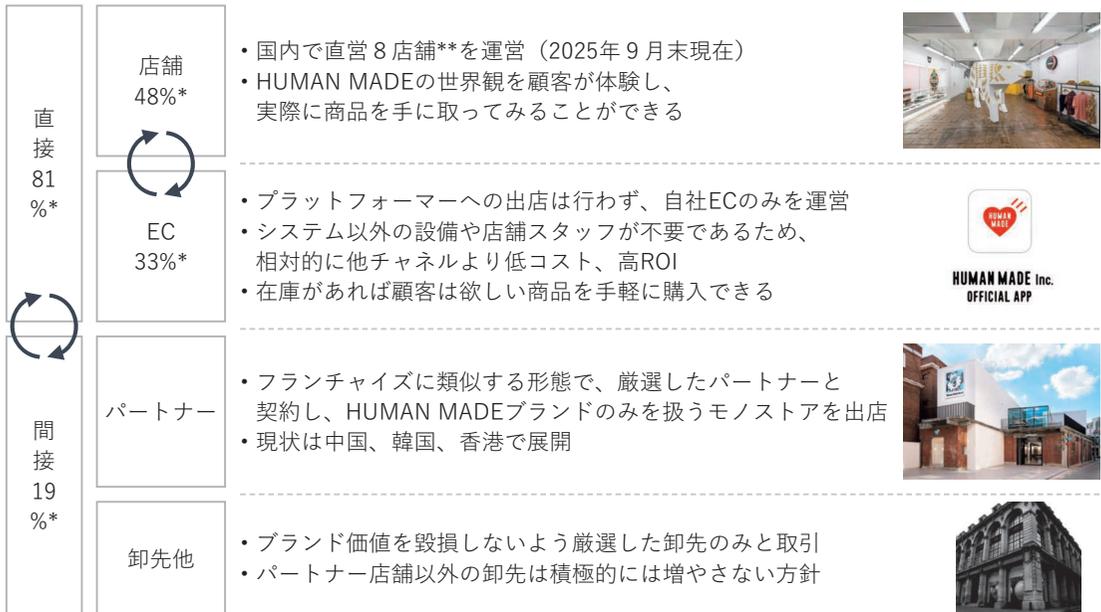
「HUMAN MADE」では、“The Future Is In The Past” のコンセプトのもと、ストリートに息づく大胆な発想に日本の妥協なきモノづくり精神と遊び心を織り交ぜ、付加価値の高い商品を企画・デザインしています。

カテゴリ	商品例	販売価格	商品名 (例)
グッズ		800円～ 400,000円*	マグ、キャップ、バッグ、 コンテナ、ラグ、等
カットソー		22,000円～ 45,000円	フーディー、スウェット、 セーター、等
Tシャツ		8,000円～ 12,000円	—
ジャケット		26,000円～ 150,000円	デニムジャケット、 ダウンジャケット、等
シャツ		20,000円～ 54,000円	オックスフォードシャツ、 ワークシャツ、等
パンツ		20,000円～ 100,000円	デニム、チノパン、 カーゴパンツ、等

*中心価格帯は6,000円

■販売チャネル

当社は直接お客様と接点を持つ自社ECと自社店舗をダイレクトチャネルと位置づけ、重視しています。間接チャネルは、自社チャネルを展開すると効率が悪いエリアをカバーする方針で活用しています。

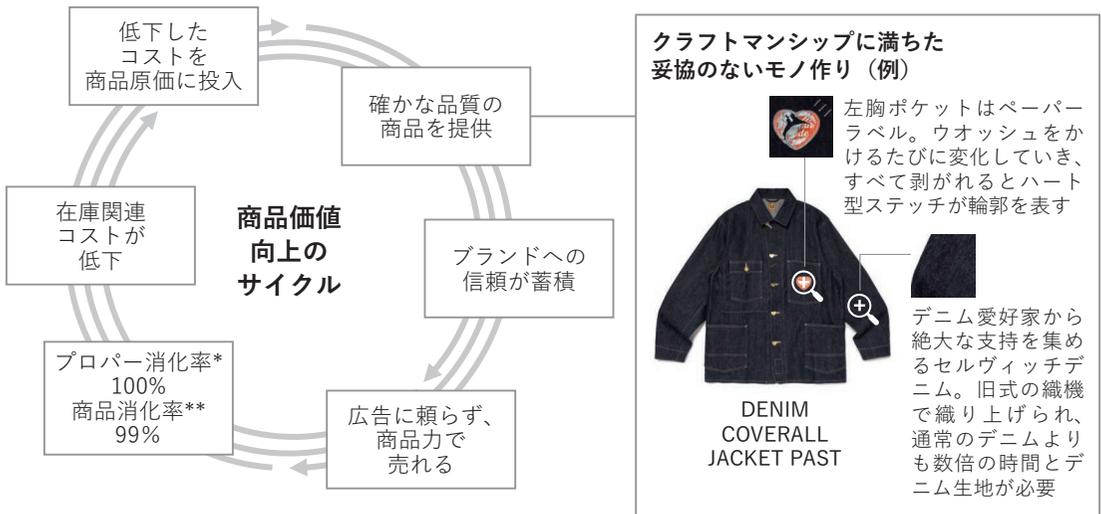


*2025年1月期実績の売上割合

**うち、HUMAN MADEブランドは7店舗

■プライス

商品価格の決定にあたっては妥協のない商品を提供したいとの考えから、かかったコストに対して必要な利益等を勘案して価格を決定する考え方を基本としています。



*プロパー消化率：販売した商品のうち、定価で売れた商品の比率。100%ということは、値引き販売を全くしていないことを意味する（社内販売等は除く）

**商品消化率：発売した商品のうち、最終的に販売された商品の比率。高いほど在庫が残っていないことを意味する
2025年1月期に発売した商品のうち、発売後12ヶ月を経過した商品を対象として計算した実績が99%

■プロモーション

当社は、広告枠を使用するような一般的な広告宣伝活動を行っていません。自社で運用しているSNSの他、クリエイター、アーティスト、ミュージシャン及び全世界に向けてグローバルに事業を展開する企業とのコラボレーション等を通じて商品情報を発信しています。

KOLによる露出効果ーファレル・ウィリアムス氏の例



ライブやファッションショーで着用などがあると、観客のみでなく配信等を通じて世界中の消費者の目に触れる

ハイブランドとミックスしたコーディネートなどもSNSを通じて多くの消費者の目に触れる

②経営体制

クリエイティブとビジネスを分離し、NIGOはクリエイティブに集中し、その価値をマネジメントがビジネスへ昇華する経営体制を築いています。

クリエイティブ

ビジネス



創業者/
クリエイティブディレクター
NIGO

共同創業者/
取締役CFO
柳澤 純一

代表取締役CEO兼COO
松沼 礼

取締役CSO
鳩山 玲人

クリエイティブ/
ブランド構築の確かな実績

財務面から企業価値向上の
豊富な経験

Tシャツブランドの
急成長をリード

三菱商事(株)/
(株)サンリオ
キャラクターIPの
グローバル化をリード

トレンドを創出する
クリエイティビティ

財務戦略・
ガバナンスの要

経営・事業全般を
牽引

ブランド・IP戦略を
立案・主導

③アドバイザー及びクリエイティブパートナー

アドバイザー及びクリエイティブパートナーに世界トップクラスのクリエイターを招聘し、コラボレーション等を通じて商品価値の向上や顧客創造を加速しています。



Pharrell Williams アドバイザー／株主

アーティスト／プロデューサー／シンガーソングライター／慈善活動家／ファッション・デザイナー／起業家

いままでに13のグラミー賞を受賞し、2つのアカデミー賞やゴールドグローブ賞、エミー賞にもノミネート。2023年には『LOUIS VUITTON』メンズクリエイティブ・ディレクター就任。2017年に当社に資本参画したのち、2023年に当社アドバイザーに就任



KAWS アドバイザー／株主（新株予約権）

現代アーティスト。絵画や壁画、グラフィックデザイン、プロダクトデザイン、ストリートアート、大型彫刻など、アートからデザインの世界に至るまで、その活動は多岐に及ぶ。特徴的な「×」印の目がモチーフのキャラクター「コンパニオン」が人気。

2023年に当社アドバイザーに就任



VERDY クリエイティブパートナー／株主（新株予約権）

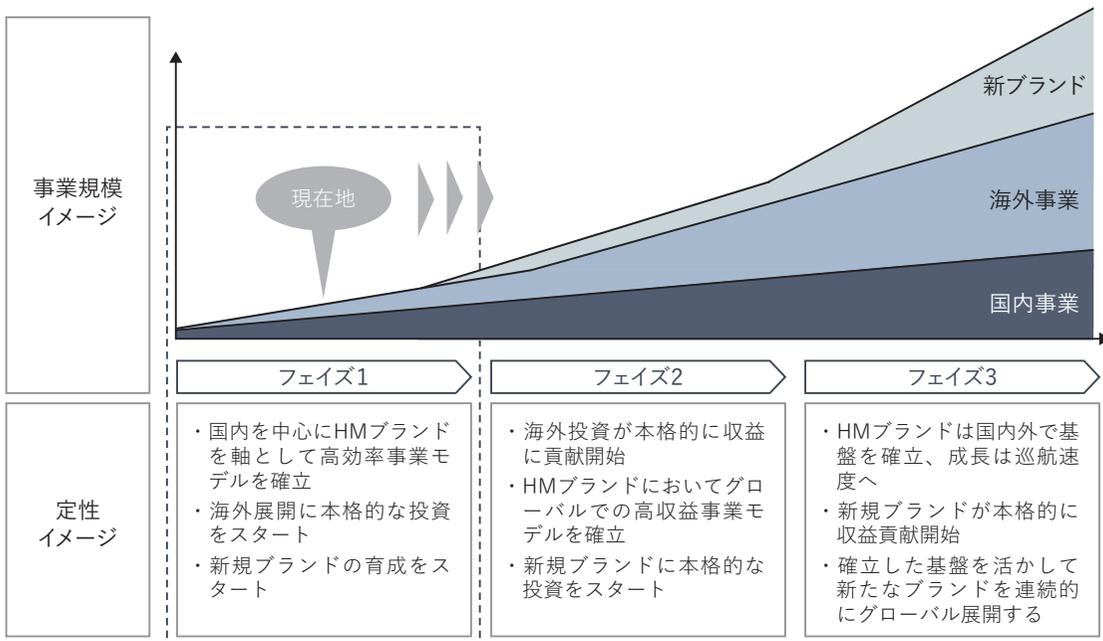
グラフィック・アーティスト。「Girls Don't Cry」や「Wasted Youth」などのアイコンックなプロジェクト、「VICK」、「VISTY」などのキャラクターで知られる次世代のカルチャーアイコン。コンプレックスコン・香港2024、K-POPグループBLACKPINKの世界ツアー『Born Pink Tour』のアーティストティックディレクターを務めるなど、国内外で活躍。

2023年に当社クリエイティブ・パートナーに就任

3. 成長戦略



当社はHUMAN MADEブランドを中心に海外展開を進めることに加え、多様な顧客ニーズに応えるために、ブランドポートフォリオの拡大を目指しています。



*中長期的な収益構成の変遷を示したイメージ図であり、実際の売上高のサイズとは一致せず、実際の業績を示唆するものではありません

■国内展開方針

既存標準店舗の約2.5～4倍規模の大型店（現状は未出店）を東京エリア、大阪エリアに出店し、「HUMAN MADE」ブランドの国内基盤のさらなる拡充を目指します。

	定義	想定SKU数	想定面積(m ²)
旗艦店 (大型店舗) [未出店]	HUMAN MADEを代表するブランディングが望める店。フルラインナップの品揃えが可能	アパレル：100以上 グッズ：100以上	330~660
標準店 2	通常通りのアイテムリリースを行う、標準となる店	アパレル：40以上 グッズ：40以上	100~260
小型店 4	HUMAN MADEの定番商品を中心に高回転で販売していく店。Tシャツなど、一部のカテゴリのみの品揃え	アパレル：30以上 グッズ：30以上	30~100
コンセプト店 1	“The Future Is In The Past”を体現するような物件を基準とした店。商品ではなく、ブランドの世界観を提供することが目的	—	100~330

↑
2.5~4倍

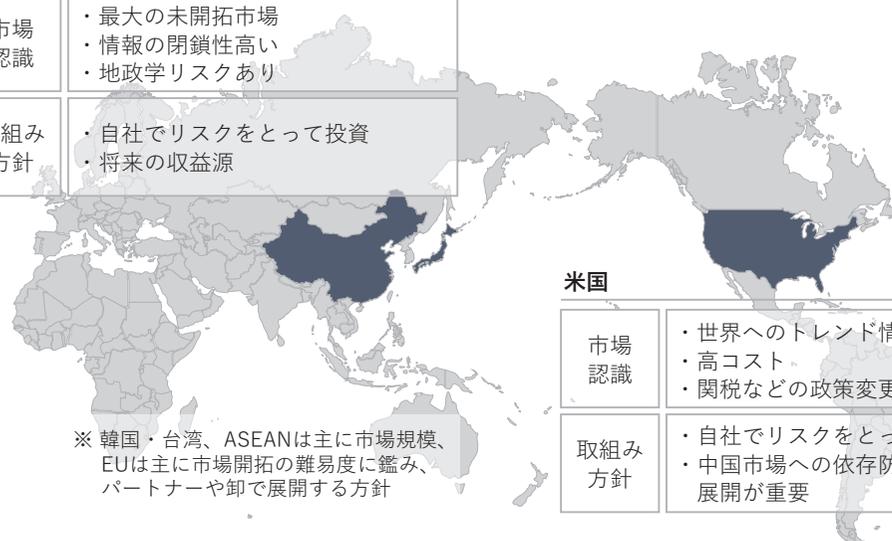
● 既存店舗数（2025年9月末現在）

■海外展開方針

進出国の市場ポテンシャルに応じて進出形態を使い分け、規模に見合った最適なポートフォリオを模索します。規模の大きい中国などの市場においては、当社としては主戦場としての位置付けをしており、人材と資金を優先配分し、自社でリスクを引受け、投資リターンの最大化を目指していきます。

中国

市場認識	<ul style="list-style-type: none"> 最大の未開拓市場 情報の閉鎖性高い 地政学リスクあり
取組み方針	<ul style="list-style-type: none"> 自社でリスクをとって投資 将来の収益源



米国

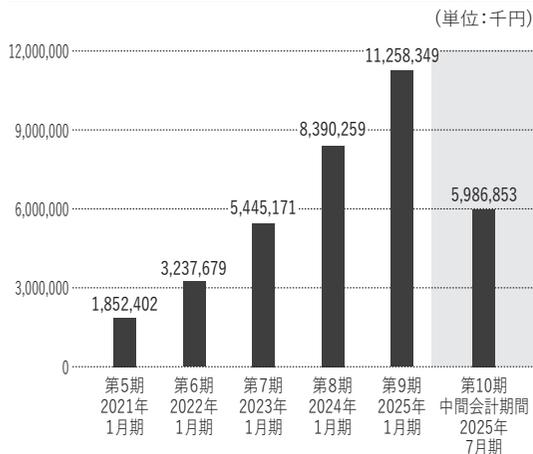
市場認識	<ul style="list-style-type: none"> 世界へのトレンド情報発信源 高コスト 関税などの政策変更リスク
取組み方針	<ul style="list-style-type: none"> 自社でリスクをとって投資 中国市場への依存防止のためにも展開が重要

※ 韓国・台湾、ASEANは主に市場規模、EUは主に市場開拓の難易度に鑑み、パートナーや卸で展開する方針

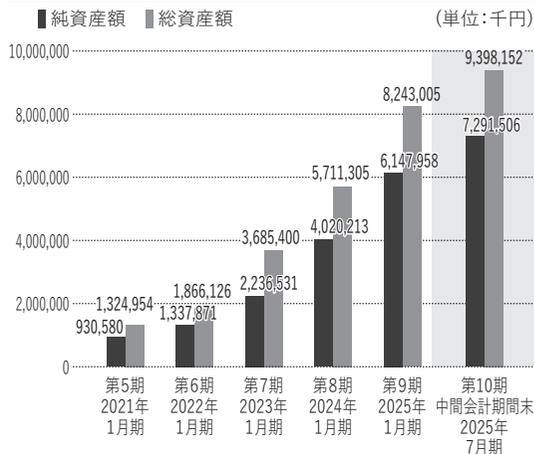
4. 業績等の推移



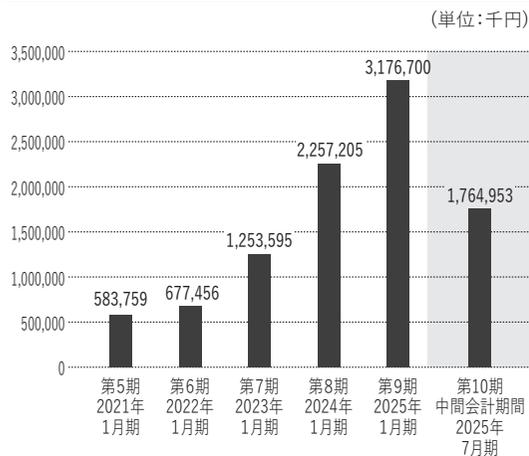
売上高



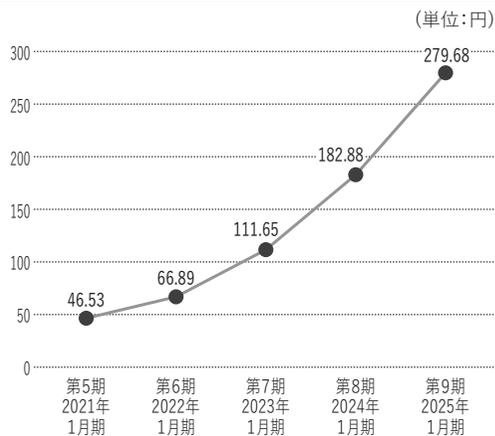
純資産額／総資産額



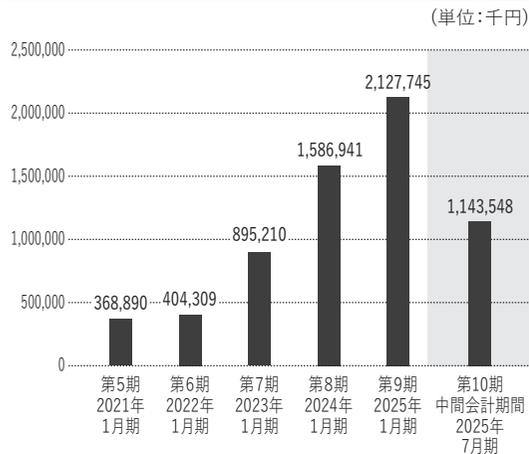
経常利益



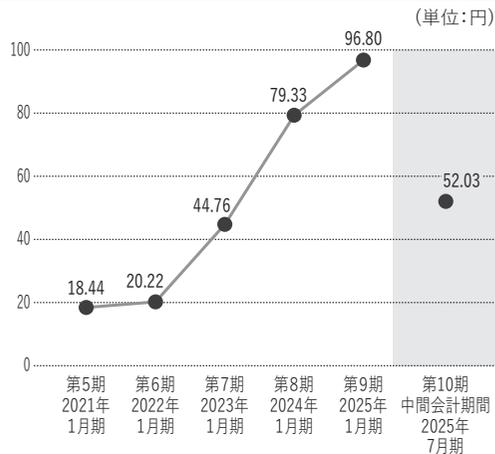
1株当たり純資産額



当期(中間)純利益



1株当たり当期(中間)純利益



(注) 当社は2025年7月17日付で普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を行っています。そのため、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益を算定しています。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	2
3 【募集の条件】	3
4 【株式の引受け】	4
5 【新規発行による手取金の使途】	4
第2 【売出要項】	5
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	5
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	6
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9
第二部 【企業情報】	11
第1 【企業の概況】	11
1 【主要な経営指標等の推移】	11
2 【沿革】	13
3 【事業の内容】	14
4 【関係会社の状況】	21
5 【従業員の状況】	21
第2 【事業の状況】	22
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	22
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	26
3 【事業等のリスク】	28
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	32
5 【経営上の重要な契約等】	38
6 【研究開発活動】	38
第3 【設備の状況】	39
1 【設備投資等の概要】	39
2 【主要な設備の状況】	39
3 【設備の新設、除却等の計画】	40

第4	【提出会社の状況】	41
1	【株式等の状況】	41
2	【自己株式の取得等の状況】	51
3	【配当政策】	52
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	53
第5	【経理の状況】	67
1	【財務諸表等】	68
第6	【提出会社の株式事務の概要】	113
第7	【提出会社の参考情報】	114
1	【提出会社の親会社等の情報】	114
2	【その他の参考情報】	114
第四部	【株式公開情報】	115
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	115
第2	【第三者割当等の概況】	116
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	116
2	【取得者の概況】	118
3	【取得者の株式等の移動状況】	118
第3	【株主の状況】	119
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月23日
【会社名】	HUMAN MADE株式会社
【英訳名】	HUMAN MADE Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO兼COO 松沼 礼
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番9号
【電話番号】	03-6421-7710
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 柳澤 純一
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番9号
【電話番号】	03-6421-7710
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 柳澤 純一
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 2,311,734,800円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 13,840,800,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 2,484,044,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額です。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	931,400(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1. 2025年10月23日開催の取締役会決議によっています。
2. 発行数については、2025年11月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【募集の方法】

2025年11月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2025年11月10日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	931,400	2,311,734,800	1,264,654,920
計(総発行株式)	931,400	2,311,734,800	1,264,654,920

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集します。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額です。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025年10月23日開催の取締役会決議に基づき、2025年11月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,920円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は2,719,688,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2025年11月18日(火) 至 2025年11月21日(金)	未定 (注) 4	2025年11月26日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定します。

発行価格は、2025年11月10日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年11月17日に引受価額と同時に決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申込みの受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年11月10日開催予定の取締役会において決定される予定です。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2025年11月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金です。なお、2025年10月23日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025年11月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しています。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

5. 株式受渡期日は、2025年11月27日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定です。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

7. 申込みに先立ち、2025年11月11日から2025年11月14日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止します。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 青山支店	東京都港区北青山三丁目5番27号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	931,400	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年11月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこととします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	931,400	—

- (注) 1. 引受株式数は、2025年11月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2025年11月17日)に元引受契約を締結する予定です。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,529,309,840	27,000,000	2,502,309,840

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,920円)を基礎として算出した見込額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれていません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額2,502,309千円については、再現性の高い連続的な成長を実現するために、国内の店舗の出店、ECシステムなどへの設備資金及び海外子会社への投融資資金に充当する予定です。

① 国内直営店の新規出店のための敷金及び内装等の設備資金

国内新店舗の敷金や内装工事等の設備資金として、1,660,693千円(2026年1月期207,839千円、2027年1月期555,600千円、2028年1月期897,254千円)を充当する予定です。

店舗チャネルは「HUMAN MADE」の世界観を顧客に体験していただき、既存顧客を維持し、新規顧客を作り出すために重要なチャネルと位置付けています。

② 新本社の内装工事等に係る設備資金

移転を計画している、新本社の内装工事等に係る設備資金に、352,000千円(2026年1月期160,000千円、192,000千円)を充当する予定です。事業拡大に伴う人員の増加によるフロア面積の不足等を解消し、広いフロアで部門間の連携強化を図るべく、本社移転を計画しています。

③ ECシステムに係る設備資金

EC取引の増加に伴い、ECシステム強化のための設備資金に、85,554千円(2026年1月期35,511千円、2027年1月期50,043千円)を充当する予定です。

ECチャネルはSNS等を活用したプロモーション戦略との相性が良いこと、低い固定費で効率よく運営ができること等から、当社の事業戦略上重要なチャネルと位置付けています。

④ 海外子会社への投融資資金

残額は、2027年1月期に設立する予定の海外子会社への出資資金に充当し、海外子会社における人件費及び採用費等に充当する予定です。

なお、上記調達資金は、実際の充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

- (注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2025年11月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	4,740,000	13,840,800,000	東京都目黒区 長尾 智明 2,720,000株 米国フロリダ州 Pharrell Williams 1,640,000株 東京都世田谷区 松沼 礼 100,000株 東京都江東区 柳澤 純一 100,000株 米国カリフォルニア州 鳩山 玲人 100,000株 東京都目黒区中町一丁目25番20号 株式会社NIGOLD 80,000株
計(総売出株式)	—	4,740,000	13,840,800,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されていません。
2. 引受人の買取引受による売出しに係る株式の一部は、野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。)される予定です。なお、海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年11月17日)に決定されます。海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
3. 上記売出数4,740,000株には、日本国内における販売(以下「国内販売」といい、国内販売される株数を「引受人の買取引受による売出しに係る国内販売株数」という。)に供される株式と海外販売に供される株式が含まれており、上記売出数4,740,000株は、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売株数の上限の株数です。最終的な引受人の買取引受による売出しに係る国内販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年11月17日)に決定されます。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止します。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,920円)で算出した見込額です。なお、当該総額は引受人の買取引受による売出しに係る国内販売株数の上限に係るものであり、海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
6. 売出数等については今後変更される可能性があります。

7. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一です。
8. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
9. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
10. 当社は、引受人に対し、上記売出数の一部につき、当社が指定する販売先(親引け先)への販売を要請する予定です。指定する販売先(親引け先)・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先(親引け先)	株式数	販売目的
アセットマネジメントOne株式会社が運用を行うファンド	取得金額15億円に相当する株式数を上限として要請を行う予定です。	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)です。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 2025年 11月18日(火) 至 2025年 11月21日(金)	100	未定 (注)2	引受人の本 支店及び管 業所	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手 町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の 内一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手 町一丁目9番2号 三菱UFJモルガ ン・スタンレー証券 株式会社 東京都港区六本木一 丁目6番1号 株式会社SBI証券 東京都港区南青山二 丁目6番21号 楽天証券株式会社 東京都港区赤坂一丁 目12番32号 マネックス証券株式 会社	未定 (注)3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様です。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2025年11月17日)に決定する予定です。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定です。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針です。
6. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定です。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
8. 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	850,700	2,484,044,000	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社 850,700株
計(総売出株式)	—	850,700	2,484,044,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しです。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議のうえ、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,920円)で算出した見込額です。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一です。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の内容
未定 (注)1	自 2025年 11月18日(火) 至 2025年 11月21日(金)	100	未定 (注)1	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定です。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定です。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7. に記載した販売方針と同様です。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社(以下「共同主幹事会社」と総称する。)として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しています。

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主である長尾智明(以下「貸株人」という。)より借入れる株式です。これに関連して、野村證券株式会社は、850,700株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、2025年12月19日行使期限として貸株人より付与される予定です。

また、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議のうえ、2025年11月27日から2025年12月19日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定です。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である長尾智明、売出人であるPharrell Williams及び株式会社NIGOLD並びに当社新株予約権者であるBrian Donnelly及び田中慧は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2026年5月25日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等を除く。)を行わない旨合意しています。

さらに、売出人である松沼礼、柳澤純一及び鳩山玲人は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後360日目の2026年11月21日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しています。

また、当社は共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2026年5月25日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割及びストック・オプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しています。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っています。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

2025年10月23日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)に係る売出数のうち一部について、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して海外販売が行われる予定です。

海外販売の概要は以下のとおりです。

- | | |
|--|---|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 売出数 | 未定
(売出数は、海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に決定されます。) |
| (3) 売出価格 | 未定
(「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1. と同様の決定方法により、売出価格決定日に、下記(4)に記載の引受価額と同時に決定される予定です。) |
| (4) 引受価額 | 未定
(日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定される方式により、売出価格決定日に決定されます。) |
| (5) 売出価額の総額 | 未定 |
| (6) 株式の内容 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。 |
| (7) 売出方法 | 下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しに係る売出数を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部を共同主幹事会社の関連会社等を通じて、海外販売します。 |
| (8) 引受人の名称 | 「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人 |
| (9) 売出しを行う者の氏名又は名称 | 「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人 |
| (10) 売出しを行う地域 | 欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。) |
| (11) 受渡年月日 | 2025年11月27日(木) |
| (12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 | 株式会社東京証券取引所 |

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	2024年1月	2025年1月
売上高 (千円)	1,852,402	3,237,679	5,445,171	8,390,259	11,258,349
経常利益 (千円)	583,759	677,456	1,253,595	2,257,205	3,176,700
当期純利益 (千円)	368,890	404,309	895,210	1,586,941	2,127,745
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	87,500	87,500
発行済株式総数 (株)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,099,000	1,099,000
純資産額 (千円)	930,580	1,337,871	2,236,531	4,020,213	6,147,958
総資産額 (千円)	1,324,954	1,866,126	3,685,400	5,711,305	8,243,005
1株当たり純資産額 (円)	930.58	1,337.87	2,233.08	182.88	279.68
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	368.89	404.31	895.21	79.33	96.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	70.2	71.7	60.6	70.4	74.6
自己資本利益率 (%)	49.4	35.6	50.1	50.8	41.9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	1,617,918	2,138,927
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△171,020	△672,456
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	149,240	162,462
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	3,880,003	5,509,087
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	31 [—]	46 [13]	78 [22]	127 [24]	155 [23]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため、記載していません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載していません。
6. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けています。

なお、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けていません。

7. 第5期、第6期及び第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載していません。
8. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(アルバイト)の年間平均人員です。
9. 当社は2025年6月30日開催の取締役会決議により、2025年7月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は21,980,000株となっています。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しています。
10. 2025年7月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っています。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けていません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	2024年1月	2025年1月
1株当たり純資産額 (円)	46.53	66.89	111.65	182.88	279.68
1株当たり当期純利益 (円)	18.44	20.22	44.76	79.33	96.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	事項
2016年2月	「HUMAN MADE」ブランドの紳士服、婦人服、子供服等各種衣料繊維製品及び装飾雑貨の製造、販売を目的に東京都渋谷区にオツモ株式会社を設立(資本金10,000千円)
2017年4月	Pharrell Williams氏(以下、「Pharrell氏」という。)が当社へ資本参画
2017年12月	HUMAN MADE OFFLINE STORE店オープン 本店を東京都目黒区中目黒三丁目22番1号に移転
2019年2月	HUMAN MADE ISETAN店オープン(2021年5月31日閉店)
2019年4月	米国発のファッションブランド「CACTUS PLANT FLEA MARKET」とCreator Projectをスタート
2019年5月	HUMAN MADE 1928店オープン
2019年11月	HUMAN MADE SHIBUYA PARCO店オープン
2020年7月	HUMAN MADE HARAJUKU店オープン
2021年5月	HUMAN MADE 1928 CAFE by BLUE BOTTLE COFFEE オープン
2021年6月	HUMAN MADE GENERIC STORE店オープン ㈱CURRY UPを吸収合併
2021年7月	HUMAN MADE OFFLINE STOREが中目黒から秀和外苑レジデンスへ移転 HUMAN MADE CAFE by BLUE BOTTLE COFFEE オープン
2022年10月	本店を東京都渋谷区代々木四丁目27番25号に移転
2022年11月	HUMAN MADE SHINSAIBASHI PARCO店オープン
2023年1月	グラフィック・デザイナーVERDY氏のプロジェクト「Wasted Youth」とCreator Projectをスタート
2023年3月	KAWS氏が当社アドバイザーに就任
2023年4月	米国発の音楽レーベル「Victor Victor Worldwide」とCreator Projectをスタート
2023年8月	Pharrell氏が当社アドバイザーに就任 HUMAN MADE SAPPORO店オープン
2023年9月	中国・上海にHUMAN MADE HUAIHAI店(現地パートナーによる運営)オープン VERDY氏が当社クリエイティブパートナーに就任
2023年11月	OTSUMO PLAZA店オープン
2024年1月	長尾智明(以下、「NIGO氏」という。)が代表取締役CEO退任。当社クリエイティブディレクターとして起用
2024年4月	HUMAN MADE FUKUOKA店オープン
2024年5月	「オツモ株式会社」を「HUMAN MADE株式会社」に商号変更
2024年9月	韓国・ソウルにHUMAN MADE OFFLINE STORE SEOUL店(現地パートナーによる運営)オープン CURRY UP REPULSE BAY店(現地パートナーによる運営)オープン
2024年10月	香港・レパルスベイにHUMAN MADE REPULSE BAY店(現地パートナーによる運営)オープン
2024年11月	「HUMAN MADE Inc. Official App」をリリース
2025年7月	本店を東京都品川区上大崎二丁目24番9号に移転

3 【事業の内容】

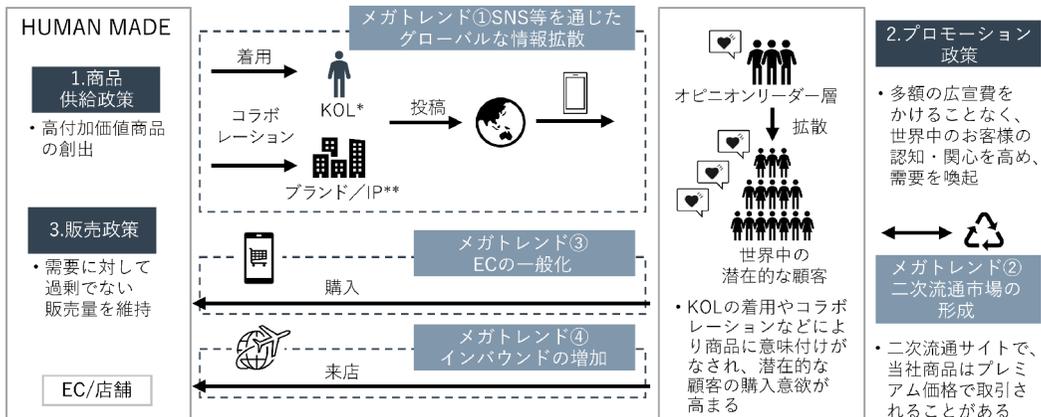
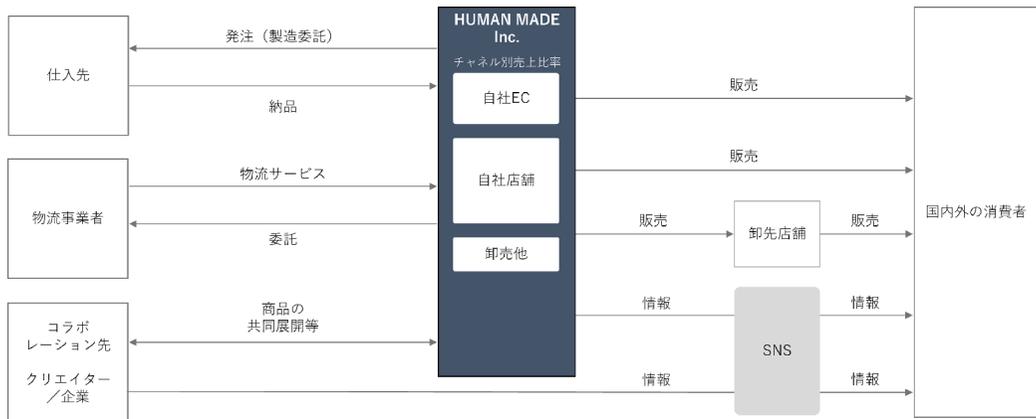
私たちHUMAN MADE Inc. は、人間の閃きと、人間の手が生み出すカルチャーの芽をマンガ、アニメ、ゲームに続く日本を代表するクリエイティブ産業に育てる会社です。当社は、「人間の閃きが生み出し、人間の手が創り出す輝きを、世界へ。」をミッションに掲げています。カルチャーを創り出し、世界中へ届けることによって人々の心を豊かにしていきます。同時に、クリエイターに対しても活躍の場を世界中に広げることを目指しています。

当社は、「過去と未来の融合」をテーマとしたオリジナリティあふれるさまざまなアイテムを展開しています。

品質の高い素材やディテールにこだわったもの作りによる商品価値の高いアパレル等の製品（a）プロダクト）を、クリエイティブに造詣の深い世界中の顧客にEC及び店舗チャンネル中心に提供する（b）プレイス）ことで、国内外問わず一般のファンの皆様、アーティスト・クリエイター等の著名人から支持されていると考えています。

商品の元々の価値に加え、さまざまな著名人や企業ブランド等とのコラボレーションによりブランド価値がさらに向上し、売れ残りはほぼなく、値引きを一切行わない販売政策を採っています（c）プライス）。また、Instagram等のSNSを活用し費用をかけずにファンへの直接的な広告宣伝（d）プロモーション）が可能であり、これらの組み合わせにより高い利益率を実現しています。

当社のビジネスモデルのイメージ図は、以下となります。なお、当社はブランド事業の単一セグメントです。



*KOL：Key Opinion Leader の略。世界中の多数のセレブリティに、当社製品を愛用していただいている
 なお、当社からPRを依頼しているものではありません

**IP：Intellectual Propertyの略。クリエイティブな活動によって生み出されたアイデア・創作物など、知的財産として価値をもつもの

(a) プロダクト(企画及び生産)

「HUMAN MADE」では、“The Future Is In The Past” のコンセプトのもと、ストリートに息づく大胆な発想に日本の妥協なきモノづくり精神と遊び心を織り交ぜ、付加価値の高い商品を企画・デザイン・生産しています。

(i) 「HUMAN MADE」ブランドのアイテム

「HUMAN MADE」の商品は大きく分けてアパレルとライフスタイルに区分されます。

アパレルは衣料品、ライフスタイルはインテリア用品やタオル等、幅広い生活雑貨のアイテムで構成されています。

図表1：「HUMAN MADE」ブランドのアイテム

カテゴリ	商品例	販売価格	商品名(例)
グッズ		800円～ 400,000円*	マグ、キャップ、バッグ、 コンテナ、ラグ、等
カットソー		22,000円～ 45,000円	フーディー、スウェット、 セーター、等
Tシャツ		8,000円～ 12,000円	—
ジャケット		26,000円～ 150,000円	デニムジャケット、 ダウンジャケット、等
シャツ		20,000円～ 54,000円	オックスフォードシャツ、 ワークシャツ、等
パンツ		20,000円～ 100,000円	デニム、チノパン、 カーゴパンツ、等

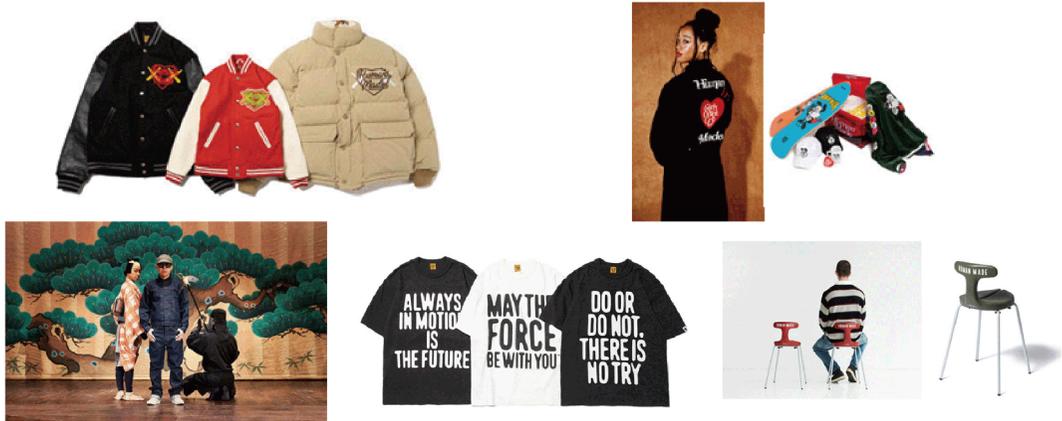
*中心価格帯は6,000円

(ii) クリエイター、アーティスト、ミュージシャン、国内外ブランド企業等とのコラボレーション

「HUMAN MADE」ブランドとして、「KAWS氏(注)1」、「VERDY氏(注)2」等のクリエイター等とのコラボレーションや、「NIKE」、「Levi`s」といった世界的ブランド企業とのコラボレーションにより、各種商品を展開しています。

- (注) 1. KAWS(カウズ)氏は、1974年ニュージャージー生まれのアメリカのグラフィティ・アーティストです。1990年代初めにグラフィティ・アーティストとして頭角を現し、その後1993年から1996年まで School of Visual Artsで学んでおり、×印の目のキャラクターを用いた作品で広く知られ、著名ブランドとも数多くコラボレーションを行っています。
2. VERDY(ヴェルディ)氏は、関西出身の日本人であり、ストリート界で注目を集めている人気のグラフィックアーティストです。「Girls Don't Cry(ガールズ ドント クライ)」や「Wasted Youth(ウエステッド ユース)」等のブランドを手掛けており、その個性的なロゴやテイストで根強い支持を集めています。

図表 2 : コラボレーションの一例



(b) プレイス(販売チャネル)

当社は直接お客様と接点を持つ自社ECと自社店舗をダイレクトチャネルと位置づけ、重視しています。ECと店舗で特性が異なるため、環境変化に応じて最適なバランスになるように商品の配分を調整しています。

補完的に海外店舗向けの卸売を行っています。これは自社チャネルを展開すると効率が悪化するエリアについて、卸売チャネルでカバーする方針によります。

当社の販売チャネル一覧は、以下になります。

・ 自社EC

自社ECはお客様から見た場合は在庫があれば気軽に購入できる利便性があること、当社から見た場合は後述するSNS等を活用したプロモーション戦略との相性が良いこと、低い固定費で効率よく運営ができること、グローバル展開がしやすいことが当社の事業戦略と整合的と考えています。なお、プラットフォームへの出店はせず、自社ECのみを運営する方針です。

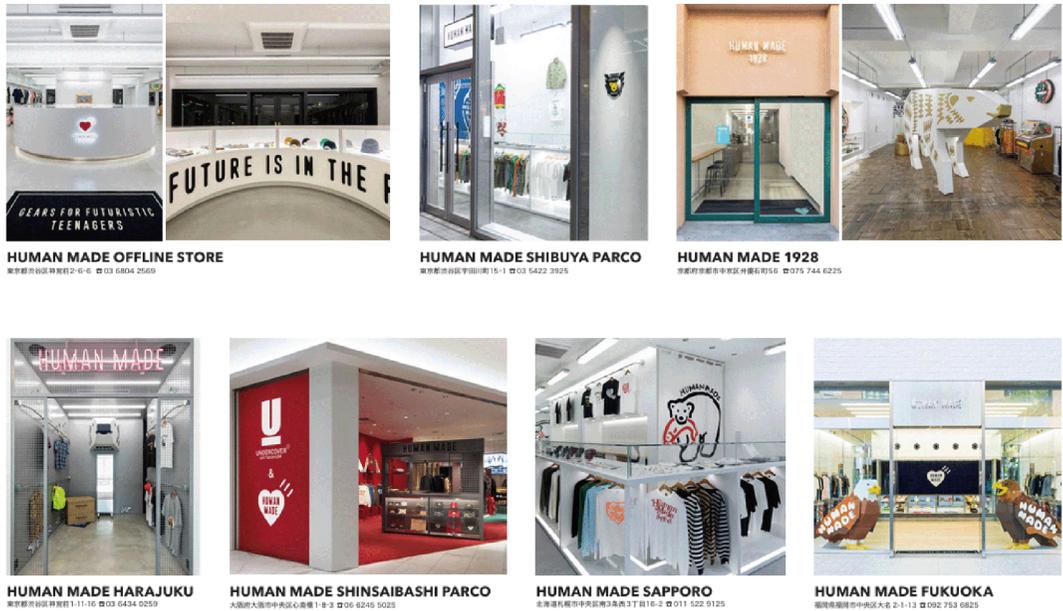
グローバル展開しているSaaS型ECサービスを活用し、自社ECとして運用することで、低コストで世界の大多数の国に対して販売が可能となっています。

・ 自社店舗

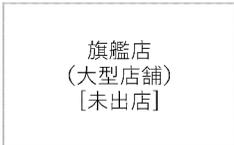
「HUMAN MADE」ブランドの店舗として、日本国内においては、東京都内に3店舗、札幌・京都・大阪・福岡に1店舗ずつ、合計7店舗出店しています。同チャネルは「HUMAN MADE」の世界観を顧客に体験していただき、既存顧客を維持し、新規の顧客にファンになっていただく重要なチャネルと位置付けています。

店舗は、図表4に記載のとおり、4タイプで分類しており、ブランド価値を毀損することのないように展開しています。

図表3：店舗一覧



図表4：店舗タイプ

	定義	想定SKU数	想定面積(㎡)
 <p>旗艦店 (大型店舗) [未出店]</p>	HUMAN MADEを代表する ブランディングが望める店。 フルラインナップの品揃えが可能	アパレル：100以上 グッズ：100以上	330~660
 <p>標準店</p>	通常通りのアイテムリリースを行う、 標準となる店	アパレル：40以上 グッズ：40以上	100~260
 <p>小型店</p>	HUMAN MADEの定番商品を中心に 高回転で販売していく店。Tシャツなど、 一部のカテゴリのみの品揃え	アパレル：30以上 グッズ：30以上	30~100
 <p>コンセプト店</p>	“The Future Is In The Past”を 体現するような物件を基準とした店。 商品ではなく、ブランドの世界観を 提供することが目的	—	100~330

● 既存店舗数（2025年9月末現在）

・卸売

欧州、中東、東南アジア等、海外において自社での販売を行うことで効率が低下するようなエリアについては、現地の高級百貨店・セレクトショップに対して卸売を行っています。

また、韓国、中国等の重要な拠点では、厳選したパートナーと契約し、HUMAN MADEブランドのみを扱うモノストアを出店しており、現在、中国、韓国、香港に各1店舗を出店しています。現地パートナーによって運営されている海外のHUMAN MADE店舗向けの売上は卸売上に含まれます。

・その他

その他として、飲食店舗の運営と保有するIPのライセンスアウトを行っています。

飲食店舗の運営は、当社のミッションである「人間の閃きが生み出し、人間の手が創り出す輝きを、世界へ。」を実現すべく、魅力的なライフスタイルの提案の一環として手がけています。

自社ブランドのカレーショップ「CURRY UP」及びBlue Bottle Coffee Japan合同会社との協業でHUMAN MADEブランドの店舗内に「BLUE BOTTLE COFFEE」の店舗を設置し、運営しています。

また、当社は自社IPのライセンスアウトを行っています。自社のブランドを展開することができないか、または自社で展開すると効率が悪化するような地域／商品カテゴリに対してライセンスアウトを行うことで収益化を図ることを目的としています。

(c) プライス

価格決定力は事業の収益力に与える影響が非常に大きい要素と認識しています。

まず、商品価格の決定にあたっては妥協のない商品を提供したいとの考えから、かかったコストに対して必要な利益等を勘案して価格を決定する考え方を基本としています。このような価格決定を行った場合、同じカテゴリの他社商品の市場価格との差が問題となりますが、価格差を上回る価値をお客様に提供し、お客様の信頼にこたえる方針です。

当社は、商品価値を維持・向上するにあたり、セールや値引き販売を行いません。また、需要見込みに対して供給数を絞り込むことで、一般的なアパレル会社が30%~40%のプロパー消化率と言われているところ、設立から一貫して100%のプロパー消化率（販売した商品のうち、定価で売れた商品の比率）を実現しています。加えて、商品消化率（発売した商品のうち、最終的に販売された商品の比率）もほぼ100%であり、プロパー消化率と合わせ、当社ブランドの人気度を表していると認識しています。

また、商品の企画・デザイン段階から素材等品質や風合い等に拘った商品を作り、お客様の満足度の高い商品を限定的に供給し、販売と同時に完売する（プレミア化）ことが基本的な流れとなっています。

常に需要全体に対して少な目に供給を行うことで、商品価値・価格の維持、適正な在庫量、保管コストの削減につながり、財務面でも在庫回転率や売上総利益率が高い要因の一つとなっています。

商品価値の維持・向上に関するイメージ図は、以下となります。



*プロパー消化率：販売した商品のうち、定価で売れた商品の比率。100%ということは、値引き販売を全くしていないことを意味する（社内販売等は除く）

**商品消化率：発売した商品のうち、最終的に販売された商品の比率。高いほど在庫が残っていないことを意味する
2025年1月期に発売した商品のうち、発売後12ヶ月を経過した商品を対象として計算した実績が99%

(d) プロモーション

当社は、テレビ、雑誌、インターネット等の広告枠を購入して商品広告を行うような一般的な手法は採用していません。クリエイター、アーティスト、ミュージシャンや全世界に向けてグローバルに事業を展開する企業とのコラボレーション等を通じて商品情報を発信しています。

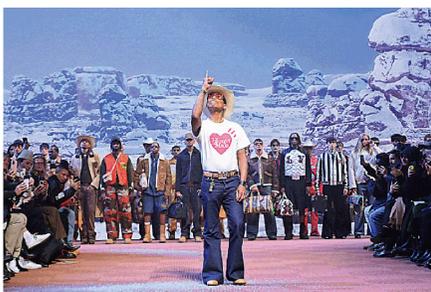
クリエイターやアーティスト等はその分野において既に固有のファンから支持を受けている著名人が多く、グローバル企業とのコラボレーションも全世界における当社ブランドの知名度向上に寄与します。

これらの著名人及び企業は、自らの価値向上にもつながるプロモーションにも積極的に取り組んでくれるほか、グローバル企業側においてもブランドの価値向上や認知度向上につながる広告宣伝として積極的に実施する傾向にあります。「HUMAN MADE」のコアファンとなっている国内外のミュージシャンや俳優等のセレブリティは自身のSNS、InstagramやTikTok等さまざまな機会を通じて自発的な情報発信を行ってくれており、当社にとっての宣伝効果は高く「HUMAN MADE」ブランドの価値向上や認知度向上につながっています。

これらを通じて、当社としては多額のマーケティングコストをかけることなく、ブランド価値向上や顧客認知の増大につながっています。

なお、当社が使用する広告費の中身は、主にSNSで使用する動画制作費用や、ルックブックの撮影費用、プロモーションとして配布する商品原価費用等が大半を占めます。

以下は、当社のアドバイザー兼株主であるPharrell Williams氏（注）による着用及び情報発信の一例です。



ライブやファッションショーで着用などがあると、観客のみでなく配信等を通じて世界中の消費者の目に触れる



ハイブランドとミックスしたコーディネートなどもSNSを通じて多くの消費者の目に触れる

(注) Pharrell Williams氏は、当社のアドバイザー兼株主であり、アメリカのアーティスト／プロデューサー／シンガーソングライター／慈善活動家／ファッション・デザイナー／起業家です。いままでに13のグラミー賞を受賞し、2つのアカデミー賞やゴールデングローブ賞、エミー賞にもノミネート。2023年には『LOUIS VUITTON』メンズクリエイティブ・ディレクター就任。2017年に当社に資本参画したのち、2023年に当社アドバイザーに就任しています。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
190 [22]	32.4	2.1	6,092

- (注) 1. 当社は、ブランド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
 3. 従業員数欄の「外書」は、臨時従業員(アルバイト)の最近1年間の平均人員です。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しています。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

最近事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注) 1	男性労働者の育児休業 取得率(%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
16.7	66.6	88.1	87.4	88.4

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。
 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 経営方針

当社は、以下のMISSION/VISION/VALUEに掲げるとおり、「人間の閃きが生み出し、人間の手が創り出す輝きを、世界へ。」をミッションとしています。カルチャーを創り出し、世界中へ届けることによって人々の心を豊かにすると同時に、クリエイターに対しても活躍の場を世界中に広げることを目指しています。

MISSION：人間の閃きが生み出し、人間の手が創り出す輝きを、世界へ。

MISSION STATEMENT：

「創造」こそ、人間の根源的な価値である。

私たちはそう信じている。

効率や正解を超越した先に、かつてないアイデアは潜んでいる。

閃きと人の手が生み出すクリエイションで、人類未踏の発見と体験を生み出し、

新たなカルチャーが生まれる起爆剤となる。

それが、HUMAN MADE Inc.

世界中のストリートに息づく感性と過去へのリスペクトを融合させながら、

ココロ弾ける瞬間を、世界へ届けていく。

VISION：人生に、ココロ弾ける瞬間を

VALUE：① SENSIBILITY

好奇心をみなぎらせ、全方位にアンテナを張りながら感性を磨き、経験値を高め、みずからをアップデートし続ける。ブレない軸を持ち、振る舞いや言動が洗練されている。そんな生き方を丁寧に積み重ねて、本質を見極めるチカラを育もう。

② HUMANITY

私たちが愛するのは、やさしいユーモアとリスペクトを持って相手と向き合える人。自分と異なる視点や意見を面白がる心の余裕と、相手の想いを理解する洞察力を持ちながら、どんな壁もチーム一丸、ポジティブに乗り越えていこう。

③ TENACITY

道半ばで満足しては、誰かの期待を超えることなどできない。最後の最後まで決してあきらめず、もうひと手間をかけることで、あらゆるものは輝き出すことを私たちは知っている。とことん楽しみ、徹底的にやり抜く。そのマインドを世界へ示そう。

(2) 中長期的な経営戦略及び目標とする経営指標

当社では、上記のMISSION/VISION/VALUEの実現に向け、3年間の中期経営計画を策定しています。

中期経営計画では、「HUMAN MADE」ブランドの国内基盤のさらなる充実、海外展開を進めます。

また、「HUMAN MADE」以外のブランドポートフォリオの拡大に向けた準備を行います。「人間の閃き」と「人間の手」を大切にブランドのM&Aや新規立ち上げ等を検討していきます。

具体的には以下のとおりです。

① 事業方針

当社は、ブランドエクイティの蓄積を最も重視した経営を行っています。短期的な利益の極大化ではなく、中長期的なお客様からの信頼の蓄積が、企業価値の極大化に資すると考えています。

上記の前提に立ち、中期経営計画において、成長性と収益性の両立を目指します。具体的には、先行投資による営業利益率の低下を一定におさえつつ、健全な速度での売上・利益の成長を目指しています。

② 投資方針

投資の最適化並びに投資機会の模索を実施します。投資の最適化においては、運転資本の低位維持並びに多額な投資が不要な現在のビジネスモデルの維持を目指します。投資機会の模索については、自社のビジネスモデルに親和性の高いブランドの探索を行い、HUMAN MADE以外の第二第三の柱として買収し、グローバル展開などにより成長させていきます。

③ 基盤整備方針

長期間にわたりブランドエクイティの価値を高めていくためには、健全な経営体質が重要と考えています。そのため、経営リスクの低減並びに経営の透明性向上も重要と認識しています。経営リスクの低減に向けては業績のボラティリティの抑制並びにリスクマネジメント体制の確立を実施します。経営の透明性向上に向けては、コーポレート・ガバナンスの強化並びに業績管理・適時開示体制の確立を実施します。

上記を実現するために、当社は、売上高成長率、営業利益率、ROE、株主資本比率を重要な経営指標と捉えています。

売上高成長率については、総合的な業績である売上高の成長を示す指標であり、長期間にわたり継続的に成長することを目指しています。

営業利益率については、ブランド力やビジネスモデルの状態が反映されやすい指標であり、本指標の維持・向上に努めることでブランドエクイティが健全な状態にあるかを確認できると考えています。

ROEについては、資本効率を示す指標であり、一定比率を維持することを目指しています。

株主資本比率については、一定水準を維持することで、安定的な財務基盤の維持につながります。

これらの成長性、収益性、効率性、安定性を示す各指標を適切にバランスさせながらブランドエクイティの価値を高く維持し続け、高付加価値の商品・サービスをお客様に提供していきます。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が属するファッション業界は、完全競争に近い市場であり、世界ならびに日本どちらもトッププレイヤーのマーケットシェアは高くなく、ロングテールで数多のプレイヤーが存在しています。そのため、多種多様な顧客ニーズに応えるブランドが数多く存在します。

また、世界的には人口増を背景としながら、堅調にファッション関連市場は伸長すると予測されていますが、日本国内は人口減に伴い漸減しており、グローバルでのビジネス展開が不可避な状況と認識しています。

加えて、2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大、2022年のロシア・ウクライナ戦争等、数年おきに大規模災害や戦争、世界的な金融危機が起きており、外的要因によりビジネスが大きく影響を受けることは避けられない状況となっています。このような予測不能な事態にも財務的に耐えうる、アセットライトで損益分岐点を低くおさえつつ効率的な経営が不可欠と認識しています。

このような外部環境認識に基づき、当社はHUMAN MADEブランドを中心に海外展開を進めることに加え、ブランドポートフォリオの拡大で多様な顧客ニーズに応じていく方針を持っています。

そのため、以下の取り組みを通じて外部環境を最適化していきます。

① 成長性と収益性の両立

先行投資による営業利益率の低下を一定におさえつつ、健全な速度での売上・利益の成長を目指していきます。具体的には、以下の取り組みを実施します。

(a) 展開エリアの拡張により海外売上高の拡大

現状として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が落ち着き、国内のインバウンド需要が拡大したことにより、国内店舗での免税売上が急拡大しています（2025年1月期の実績において売上の約37%）。また、売上の約64%が海外需要であり、海外に大きな市場機会があると認識しており、今後もインバウンド需要は継続的に増加が見込まれるため、国内店舗の充実など、まずは当該需要への対応を早急に実施していきます。

同時に、海外からの大きなニーズを売上に転化すべく、海外展開に本格的な投資を開始します。具体的には、進出国の市場ポテンシャルに応じて進出形態を使い分け、規模に見合った最適なポートフォリオを模索していきます。規模の大きい中国などの市場においては、当社としては主戦場としての位置付けをしており、人材と資金を優先配分し、自社でリスクを引受け、投資リターンの最大化を目指していきます。

韓国や台湾などの市場規模が比較的小さいエリアにおいては、効率性を優先し、パートナーによる店舗展開等を実施していきます。その他、情報拡散力の高いEUエリアにおいては、売上・利益ではなくブランディング施策に力点を置き、既存の卸売に加えてPOP UPやイベントを実施し、情報発信やブランディングに注力します。

(b) 高付加価値の商品を正価で効率よくお客様に届ける

高付加価値の商品を正価で効率よくお客様に届けることを方針とし、以下の対応を実施していきます。

・品質向上と安定供給

仕組化、原価管理、仕入先ポートフォリオ最適化を組み合わせることで品質向上・コスト抑制・安定供給を図ります。

品質においては、業務の仕組化による品質の継続的な向上を実施します。具体的には、取引先ガイドライン（検品・梱包基準等）や出荷前抜き取り検査の一元化による不良品・採寸違いのすり抜け防止を行います。また、生産管理システムの導入による業務の一元管理と可視化を通じた業務効率化を行います。

原価管理においては、製造原価の細分化と発注先の選定による適正コスト化を実現します。具体的には、商品のコストを細分化し適切な原価内訳を把握することで、商品価格の妥当性検証を徹底いたします。また、一定の品質を担保した上で、商品のプリント・刺繍などの製品特徴に応じて最も経済的なサプライヤーを選定することを徹底します。

安定供給については、当社の仕入先のポートフォリオを最適化することによる安定供給を実現します。具体的には、製造委託先（OEM先）の生産能力の最大化と品質担保を目的として、主要取引先の分散に取り組みます。また、当社におけるOEM先の取扱いシェアが過度に高まることの無いよう、代替サプライヤーの開拓を継続していきます。加えて、スケールメリットによるコスト低減とシェア分散を両立した仕入先を選定していきます。

・高い消化率の維持

顧客の需要増に合わせて生産数量を増加させ、売上を引き上げます。それと同時に魅力的な商品企画・MD（マーチャндаイジング）計画を継続し高い商品消化率と数量増を両立させます。

顧客需要増に合わせた生産数量の増加においては、企画チームを中心に商品の完成度をこれまでよりも高め、定番ヒット商品に繋げることや、シューズやアクセサリ等の企画・「定番」化によりアパレル以外の商品カテゴリの強化を目指していきます。なお、需要を背景とした生産数量の増加によって売上を引き上げる際に、品番（商品の種類）数は大幅に増加させず、一品番当たりの数量増加を計画しているため、規模拡大とともに効率が高まるものと考えています。

高い消化率の維持においては、消化率ほぼ100%の「シーズン(注)1」と「定番(注)2」「エッセンシャル(注)3」を掛け合わせながら、平均して高い消化率を担保し、販売顧客数を拡大するMD計画を継続していきます。また、3Pack T、ソックスなどの「エッセンシャル」商品について、対象となる品番を厳選した上で生産数量を増やし、在庫切れを起こさない安定供給を目指します。加えて、当社の強みである「シーズン」物を、マーケティングと組み合わせて顧客の需要を喚起します。

- (注) 1. シーズン毎に展開されるユニークな新商品を中心としたアイテム
2. 指名買いの多いHUMAN MADEの代表的なアイテム
3. Tシャツやインナーなどベーシックかつ低単価なアイテム

・効率的な事業モデル

店舗立地や広告に依存せず、商品価値を顧客にダイレクトに届ける事業モデルの基本形は堅持しつつ、好機が来れば余力を活かして機動的に広告宣伝などへの追加支出を行い、顧客創造を図ります。

② 積極的な成長投資

当社上場における調達資金並びにこれまで蓄積した現預金と、今後の営業キャッシュ・フローにより稼ぎ出す資金をもとに、積極的な成長投資を行います。

上場時に調達した資金は、計画期間中の設備投資に充当し再現性の高い連続的な成長を目指します。具体的には、国内外の店舗の出店、海外現地法人設立、ECシステムなどへの設備投資を通じて既存事業の成長を目指していきます。

現預金並びに今後の営業キャッシュ・フローによる資金は、主にブランド企業、IPなどのM&Aなどに充当し、当社事業の拡大を目指します。

なお、財務バランスなどを勘案しながら負債性資金を組み合わせることで資本コストの最適化を目指します。

③ 投資機会の探索

投資機会の探索については、当社の持つクリエイターとのネットワークを活かして潜在力が活かしきれていないブランドを買収し、当社の事業モデルに乗せてグローバルに拡張することを目指します。具体的には、NIGO氏など当社のクリエイティブディレクターやアドバイザーを中心としたクリエイターネットワークから、ポテンシャルはあるが完全に力を発揮できていないブランドIPを発掘し、当社のビジネスケイパビリティを掛け合わせることで、グローバルブランドIPへと押し上げることを目指します。

また、現状は「HUMAN MADE」ブランドが当社の主軸事業となっていますが、第二第三の柱をIPの買収・リポートにより育てていきます。中長期的には自社ケイパビリティの向上とともに、海外IPへの投資もしくは買収も積極的に行っていくことを想定しています。

④ 経営リスクの低減・透明性向上

資本コストの低減を目指し、継続的な経営基盤の整備を通じて経営リスクの低減、経営の透明性を向上させます。

経営リスクの低減については、損益分岐点を低く維持すること、強固な財務基盤を維持することや、業績ボラティリティの抑制を行います。加えて、リスク・コンプライアンス委員会の継続的な運営やBCP計画などを通じて、リスクマネジメント体制を強化していきます。

経営の透明性向上については、コーポレート・ガバナンス特別委員会の運営、内部通報制度や各種の仕組みを運用、内部統制の確立を通じて、コーポレート・ガバナンスを強化していきます。加えて、予実管理体制や適時開示体制の基盤をより充実させていきます。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) ガバナンス

当社は現状、サステナビリティ関連項目に特化したガバナンス機構は設置していません。サステナビリティ関連で全社的なリスクやコンプライアンス上の問題になり得る問題については、リスク・コンプライアンス委員会において検討されています。

今後は当社の事業規模拡大に応じてサステナビリティ関連の常設会議体の設置などの選択肢を検討していきます。

(2) 戦略

当社のミッション「人間の閃きが生み出し、人間の手が創り出す輝きを、世界へ。」の達成や中期経営計画の実現に向けて、リスク・コンプライアンス委員会において環境や人権への配慮等の課題を定義し、対策を進めています。

例えば、環境や人権への配慮の観点から、取引先に対して環境負荷の高い商品の取り扱いを避けることや、児童労働などにより生産された商品を取り扱わないように求めるなどの対応を進めています。

人的資本に関する戦略については以下の方針により取り組んでいます。

① 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針

当社は、持続可能な事業の成長及び企業価値の向上を図るためには、多様な人材及び組織の育成が重要であると認識しており、従業員一人ひとりの自己実現のための機会を提供することで、人材及び組織の育成を通じた持続的な企業価値の向上を目指しています。また、その実現には優秀な人材の継続的リテンションが不可欠と考えており、望ましい企業風土の醸成や、各種人事制度の整備、採用力の底上げのために、具体的な取り組みとして以下を実施しています。

- ・企業ミッションやバリューの浸透の推進、企業文化の醸成（全社員参加型のイベントの開催や、経営チームとの対話や部署の垣根を超えた交流等による、望ましい組織文化醸成を推進）
- ・人材育成への投資（主体性をもって成長を牽引できる人材の育成、グローバル化に備えたスキルアップへの投資、部署や職種を跨いだ人事異動や、複数のキャリアコースの設置等を通じたキャリア形成支援）
- ・採用ブランディング、広報の強化（社員のエンゲージメント向上を通じた採用力の底上げ、経営情報の透明化・採用関連情報の対外的発信の強化）

② 社内環境整備に関する方針

多様な人材を確保・活用するには、柔軟な働き方を実現することが重要と考えており、継続した働き方改革を推進しています。時差出勤制度やテレワークの活用、副業制度の導入などワークスタイルの柔軟化を図ることで、従業員がワークライフ・バランスを整えながら能力を十分に発揮できる就業環境の整備に努めています。また、ミッション実現に向け、バリューに基づいた評価制度の導入、財務構造に見合った報酬制度の設計などにも努めています。

今後は、包括的な視点からサステナビリティにかかる戦略の策定を検討していきます。

(3) リスク管理

当社は、リスク及びコンプライアンスの状況を把握し、適切に管理を行うとともに迅速な対応のため当社代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

リスク・コンプライアンス委員は常勤取締役にて構成され、常勤監査役も参加して「リスク・コンプライアンス規程」等の社内規程に基づき、コンプライアンスに係る課題及びリスクの識別・評価・対応を行っています。

(4) 指標及び目標

当社は現時点ではサステナビリティ関連の指標・目標を具体的に定めていません。また、人的資本関連についても、多様な人材及び組織の育成が重要と考えるなか、性別、国籍、採用形態（新卒・中途等）等の区分で社員の構成割合、管理職の構成比率、障害者の雇用率等の目標は定めていませんが、定期的な従業員サーベイ等を通して多様なバックグラウンドを持つ人材や、育児・介護等のライフイベントの最中にある社員が活躍できる環境や制度づくりを、継続的に行っています。

今後、事業の拡大に合わせてこれらのデータ収集と分析を進め、目標及び開示項目を検討していきます。

3 【事業等のリスク】

当社では、後述（4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ③ 内部統制システムの整備の状況 「c 損失の危険の管理に関する規定その他体制」）のとおり、「リスク・コンプライアンス委員会」にて、全社のリスクを把握し、管理する体制を構築しています。本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 人的資本リスクについて(発生時期：特定時期なし、顕在化可能性：中、影響度：高)

当社が運営するHUMAN MADEブランドは、ブランド力（商品価値と顧客からの認知）に立脚したビジネスモデルになっており、今後も継続的にブランド価値を高めて成長していくためには、当該ブランド力を支える人材の継続的な確保および育成が不可欠です。

当社は、過去において高い成長を継続しており、積極的な人材採用を行っています。また、採用するのみでなくミッション・ビジョン・バリューの浸透や各種人事・教育制度の整備等により、人材の持つ能力の発揮や定着率の維持向上に努めています。

しかしながら、計画通りに人材の採用が進まない場合、ならびに社内育成制度がうまく機能しない場合には、競争優位性の低下に伴い当社の業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定個人への依存リスクについて(発生時期：特定時期なし、顕在化可能性：小、影響度：高)

当社は、創業者であり、主要株主であるNIGO氏との間で、「クリエイティブディレクター契約書」を締結しています。当該契約に基づき、NIGO氏は、HUMAN MADEブランドの商品や店舗の企画・デザインのディレクションやブランド展開の方向性等の助言を行う等、当社のブランド運営において一定の役割を果たしています。

本契約は、5年間の有効期間となっており、双方から更新拒絶の連絡がない限り自動更新される等、長期的に継続されます。

また、NIGO氏がクリエイティブディレクター契約に基づいて創作した創作物については、全て当社に知的財産権（著作権、意匠権、商標権を含みますがこれらに限られません）が帰属する契約内容となっており、これらの知的財産権は将来にわたって当社に重要かつ多大な利益を供与するものと考えています。

さらに、NIGO氏が当社以外の事業体との間でクリエイティブ契約類似の契約を締結する場合（なお、本契約締結前に他社の類似契約が1件存在します）、当社に事前通知のうえ協議（当社事業との競合性やクリエイティブディレクター業務に与える影響等に関する）をすることと規定しており、NIGO氏の当社へのコミットメントの影響を事前に把握できる規定を設けており、適切な対応を行っています。

加えて、クリエイティブ人材の外部採用及び社内の人材育成等を推進することで、クリエイティブディレクター等特定の個人に依存しない自立した社内体制の確立に努めています。

しかしながら、NIGO氏が何らかの事情で通常のクリエイティブディレクター業務を遂行できなくなることにより、クリエイティブディレクター契約が期間内に終了する場合や、クリエイティブディレクター契約の条件を変更することとなった場合（なお、本契約において契約締結から3年経過時に契約諸条件の妥当性を協議する旨の規定が存在します）、その変更内容によっては当社の経営成績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) ブランド価値の毀損リスクについて(発生時期：特定時期なし、顕在化可能性：中、影響度：高)

当社は、売上の大半がHUMAN MADEブランドにより構成されています。したがって、HUMAN MADEブランドの価値の変動が当社の業績、企業価値の変動に直結します。

当社は、クリエイター、アーティスト、ミュージシャン等のファッションやトレンドの最先端に位置する著名人や、全世界に向けてグローバルに事業を展開する企業とのコラボレーションによりブランドの価値向上や認知度向上を図っています。また、事業戦略に関連するブランドポリシーの策定や品質管理基準の明文化等を行い、品質低下等によるブランド価値の毀損や他ブランドとの同質化に陥らないよう細心の注意を払っています。

しかしながら、品質の向上などのブランドの価値向上が伴わないまま拙速な事業成長を急ぐなどで、ブランドイメージが低下する場合、当社の業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 経済状況・消費動向に関するリスクについて(発生時期：特定時期なし、顕在化可能性：小、影響度：高)

当社は、常にマーケットの最新状況をリサーチし、消費者のニーズ、嗜好をリードしていくような商品・サービス開発に努めています。当社が属するファッション業界におけるファッション・アパレル商品の売れ行きは、不確定要素を完全には排除できない景気の変動や消費者の嗜好の変化、個人可処分所得の変動等による個人の購買意欲の低下等に左右される傾向があります。このような状況の中、衣料品、服飾・雑貨においても景気の変動、特に個人可処分所得の増加・減少や消費者の嗜好の変化により、売れ行きが変動する傾向にあります。

当社ではこうしたリスクへの対応策として、経営方針等を立案するに際して、地域の分散とブランドの分散の二軸で対応を図っていく方針です。マーケット動向分析等の「外部環境分析」及び主要経営指標分析等の「内部環境分析」を踏まえた経営分析を実施した上で、中期経営計画を策定し、EC販売の強化や国内外の販売チャネルの開発等により事業展開エリアのグローバル化と、HUMAN MADE以外のブランドの準備等を進めています。

しかしながら、想定外の景気変動等の要因により、個人可処分所得が減少することや、消費者の嗜好の動向が想定と大きく乖離する場合やグローバル展開やブランドポートフォリオの充実が目標通りに進まない場合、売れ行きが大きく減少し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 地政学リスクについて(発生時期：特定時期なし、顕在化可能性：中、影響度：高)

当社は中長期的に、海外展開を加速していく計画です。そのため、特定の地域の紛争等で事業の根幹が崩れないよう、極端に事業エリアを集中させない構造にすることの他、為替変動を想定した適正な販売価格の設定や外貨建取引金額の一定比率に対する為替予約等の対応策検討、海外取引における与信管理体制の整備を行っています。また、海外法令等に関しては、現地法令のリスク整理や商品の表示に関する研修やチェック体制の整備による従業員知識の向上、主要国における表示対応に関するモニタリング等を行うことで対応しています。

しかしながら、進出先地域における予期せぬ紛争などが起きた場合、物流の停滞、売掛金の未回収や支払い遅延、為替相場の変動による差損益の発生等、当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 大規模災害リスクについて(発生時期：特定時期なし、顕在化可能性：小、影響度：高)

当社は現状、国内を中心に店舗を展開しており、生産や物流、店舗やEC等の営業活動が国内に集中しています。

首都圏直下型地震対応シミュレーション、初動対応計画に関する各種文書化等のBCP(事業継続計画)を策定することで、大規模災害が発生した場合、迅速に対応できる体制を整備することによりリスクを低減しており、その他にも、PR戦略に沿った危機管理広報体制、災害時以外のシステムダウンへの対応シナリオ等を準備・制定しています。

しかしながら、想定を超える大規模な地震や津波、台風、火山の噴火等の自然災害や、それに起因する大規模停電及び電力不足や浸水等によって、当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報システムに関連するリスクについて(発生時期：特定時期なし、顕在化可能性：中、影響度：中)

当社は、ECサイトでの販売を行っており、住所・氏名・メールアドレスといったユーザーの個人情報を取得しています。これら個人情報の管理については、「個人情報管理規程」「特定個人情報取扱規程」および「情報セキュリティ基本規程」を整備し、定期的に個人情報の管理状況を確認するだけでなく、当社で業務に従事するものすべての役員員に対して周知徹底することで、個人情報保護の意識レベルの維持、向上に努めています。加えて、プライバシーマークを取得しています。

また、情報システムのウイルス感染防止には、ネットワーク接続されたすべてのコンピュータに対しウイルス対策ソフトを用いて、必要な措置を講ずるとともに、従業員は、ウイルスの発見または感染を認知した場合は速やかに情報システム管理責任者に連絡するとともに、ウイルス駆除に努めることとしています。加えて、標的型メールの実装訓練等を不定期に開催する等、教育啓発活動を計画的に実施することで、情報漏洩リスクの低減に努めています。

しかしながら、当社外からの不正侵入や故意または過失により、個人情報が漏洩した場合、ユーザーからの損害賠償請求等により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、サイバーテロ・コンピュータウイルスの感染・不正アクセスによる情報の消失・データの改ざん・会社の機密情報の漏洩・停電・災害・ソフトウェアや機器の欠陥等が生じた場合、情報システムの停止または一時的な混乱等により、当社の業績または財務成績、および社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(8) コンプライアンスについて(発生時期：特定時期なし、顕在化可能性：中、影響度：中)

当社は、国内では特定商取引法、家庭用品品質表示法、景品表示法、食品衛生法、不正競争防止法、製造物責任法および個人情報保護法等、さまざまな法的規制の適用を受けています。また、事業を展開する各国においては、当該国の法的規制の適用を受けています。

当社は、法令遵守はもとより、社会的倫理や従業員の行動規範に至るまで、法令遵守体制の実効的な取組みが必要と考えており、「リスク・コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置しています。同委員会による社内研修制度や啓発活動を通じて、当社の事業に関連する倫理・社会規範、法令及び社内諸規則等を遵守するようコンプライアンスを推進し、法令違反や社会規範に反した行為等の発生可能性を低減するよう努めています。

しかしながら、これらの法令等が改正される、または予期し得ない法律、規制等が新たに導入される等の理由による法令違反や社会規範に反した行動により、法令による処罰や許認可の取り消し、訴訟の提起や、お客様をはじめとしたステークホルダーからの信頼を失うことで、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) サステナビリティに関するリスクについて(発生時期：特定時期なし、顕在化可能性：小、影響度：小)

当社が属するファッション業界においては、特にサプライチェーン全体における環境や人権に配慮した事業運営が求められており、サステナビリティの取り組みに関する情報開示の法制化も進んでいます。

当社は「HUMAN MADE環境方針」ならびに「HUMAN MADE人権方針」を定めるとともに、近年の環境・人権問題を含む社会課題に向き合い、より社会と環境に配慮した調達活動を推進するため、生産に関わるすべての取引先様に最低限遵守いただきたい基準として「HUMAN MADEサプライヤー行動規範」を策定し、これを遵守いただくことで、ともに持続可能な社会の実現に向けて取組んでいく旨の協力を促しています。また、「サステナビリティ」をテーマにした全社研修やワークショップを開催し、社内の意識レベルの維持・向上に努めています。

しかしながら、今後サステナビリティ関連法令の厳格化が進み、それに対応することができない場合、サプライチェーンにおいて環境や人権に関する予期せぬ問題が発生した場合には、当社の企業活動がお客様を始めとするステークホルダーからの支持を獲得できなくなる等、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 委託先に関するリスクについて(発生時期：特定時期なし、顕在化可能性：中、影響度：小)

当社は、商品の企画・生産・輸送・販売等のサプライチェーンの構築だけではなく、情報インフラの整備や管理業務の遂行等に関しても、外部のアウトソース先と協業しているため、あらゆる取引先に関するさまざまなリスクが存在します。

当社では、不適切な取引先との間で取引関係が開始されることを防止するため、新規取引先との取引開始時に必要に応じて与信・信用調査を行っています。また、反社会的勢力と関与しないための体制構築の一環として、「反社会的勢力対応規程」を制定し、必要に応じて業務マニュアルや契約書チェック等を通じて排除体制を整備しています。また、あらゆる調達リスクを考慮し、調達先の複数化・分散化や適正在庫の強化等により、調達の安定化に努めています。

取引先が万が一のインシデントが発生した場合、経営効率が低下する可能性や、十分な債権回収ができず業績に悪影響を及ぼす可能性、意図せず反社会的勢力と取引を行ってしまう可能性、取引先による法令違反行為が発生する可能性があります。また、これらのリスクが顕在化した場合、当社に対する顧客及び社会の信用低下を招き、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 知的財産権に関するリスクについて(発生時期：特定時期なし、顕在化可能性：小、影響度：小)

当社は、商標権等の知的財産権を所有しており、法令および社内規程に則って関係する国や地域での商標の取得を含む管理体制を整えています。国・地域等によっては知的財産権の保護に関する制度や体制が十分に確保されているとは断言できない場合があり、当社商品の模倣品が市場に流通する可能性や、反対に当社が第三者の知的財産権を侵害してしまった結果、当該第三者から訴訟等を提起される可能性があります。

当社では、知的財産を取り扱う専門部署を設け、商品開発時等における侵害調査や模倣品等による被侵害の情報の収集を行っている他、当社の従業員に対し知的財産に関する教育・啓発活動を実施し、知的財産権の侵害防止に努めています。

しかしながら、これらの対策が不十分なため、当社の知的財産権が第三者により侵害された場合、当社ブランドのイメージを侵害し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が意図せずに第三者の知的財産を侵害した場合、損害賠償や補償等、または訴訟等に対応するための多大な時間、労力、費用を要する可能性があることに加え、当社ブランドのイメージ、評価、社会的信用を害する可能性があります、その結果、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 配当政策について(発生時期：特定時期なし、顕在化可能性：小、影響度：小)

剰余金の利益配分につきましては、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていくことを基本方針としています。しかしながら、当社は本書提出日現在、事業拡大過程にあり、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先して、創業以来無配当としていました。

現在は内部留保の充実に努めていますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配分を検討する方針です。配当実施の可能性及びその実施時期等については現時点において未定です。

(13) 大株主について(発生時期：特定時期なし、顕在化可能性：小、影響度：小)

当社の創業者であり現クリエイティブディレクターであるNIGO氏並びにNIGO氏の100%出資会社である株式会社NIGOLDの当社株式保有割合は、本書提出日現在で発行済株式総数の64.6%となっており、引き続き大株主となる見込みです。NIGO氏は、HUMAN MADEブランドの創設者にして当社の創業者であるとともに現クリエイティブディレクターであるため、当社としては安定株主であると認識していますが、将来的に何らかの事情によりこれらの当社株式が売却された場合、当社株式の市場価格に影響を及ぼす場合があります。

一方でNIGO氏は当社との極めて良好な関係の維持を望んでおり、かつ、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使に当たっては、株主共同の利益を追求するとともに少数株主の利益にも配慮する方針を有しています。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりです。なお、当社はブランド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

① 財政状態の状況

第9期事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

(資産)

当事業年度末における流動資産は7,173,730千円となり、前事業年度末に比べ2,160,547千円増加しました。これは主に、現金及び預金が1,829,086千円、売掛金が70,958千円、流動資産のその他に含まれている未収消費税等が162,596千円増加したこと等によるものです。固定資産は1,069,274千円となり、前事業年度末に比べ371,151千円増加しました。これは、無形固定資産が11,886千円減少したものの、有形固定資産が48,876千円、投資その他の資産が334,161千円増加したことによるものです。

(負債)

当事業年度末における流動負債は2,056,532千円となり、前事業年度末に比べ413,329千円増加しました。これは主に、買掛金が58,193千円、1年内返済予定の長期借入金が28,125千円減少したものの、短期借入金が229,962千円、未払金が91,818千円、未払法人税等が162,251千円増加したことによるものです。固定負債は38,514千円となり、前事業年度末に比べ9,375千円減少しました。これは、その他に含まれる預り敷金保証金が30,000千円増加したものの、長期借入金39,375千円減少したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産は6,147,958千円となり、前事業年度末に比べ2,127,745千円増加しました。これは、当期純利益の計上により利益剰余金が2,127,745千円増加したことによるものです。

第10期中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は7,946,547千円となり、前事業年度末に比べ772,817千円増加しました。これは主に、流動資産のその他に含まれる未収消費税等が74,624千円減少したものの、現金及び預金が260,358千円、売掛金が302,792千円、商品が228,213千円増加したこと等によるものです。固定資産は1,451,604千円となり、前事業年度末に比べ382,330千円増加しました。これは、有形固定資産が31,487千円減少したものの、無形固定資産が28,814千円、投資その他の資産が385,003千円増加したことによるものです。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は2,068,131千円となり、前事業年度末に比べ11,599千円増加しました。これは主に、買掛金が329,830千円、流動負債のその他に含まれる未払金が90,160千円、未払費用が35,974千円増加したものの、短期借入金229,962千円、未払法人税等82,509千円、流動負債のその他に含まれる契約負債が93,305千円減少したことによるものです。なお、固定負債については、前事業年度末からの増減はありません。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は7,291,506千円となり、前事業年度末に比べ1,143,548千円増加しました。これは、中間純利益の計上により利益剰余金が1,143,548千円増加したことによるものです。

② 経営成績の状況

第9期事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、国内の雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しに加え、円安を背景とした訪日外国人観光客の増加によるインバウンド需要の増加を受けて、緩やかな回復基調で推移しています。一方で、世界的な政情不安による急激な為替相場の変動、継続的な物価上昇等の影響により、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いています。

こうした状況のなか、当社は、ブランドと企業の名称を統一することで、持続的な成長を見据えたグローバル企業としての認知度とHUMAN MADEブランドのさらなる価値向上を目指し、2024年5月に「オツモ株式会社」から「HUMAN MADE株式会社」へ社名変更するとともに、コーポレートサイトの刷新など、企業ブランドの強化にも注力しました。

チャネル面においては「人間の閃きが生み出し、人間の手が創り出す輝きを、世界へ。」のミッションのもと、自社ブランド「HUMAN MADE」を中心に、グローバルなチャネル展開を積極的に続けました。国内では2024年4月に九州では初となる直営店「HUMAN MADE FUKUOKA」を、海外では2024年9月にパートナー店舗(海外卸先の運営による店舗)「HUMAN MADE OFFLINE STORE SEOUL」をオープンしています。また、オフィシャルアプリ「HUMAN MADE Inc. Official App」を2024年11月にリリースし、WEBサイトとは異なる顧客体験を提供するなど新しい試みを実施しました。

商品面においては、有名アーティストとのコラボレーション企画の実施や店舗限定Tシャツの投入等を含め、多品種少量生産による品薄が継続する中で、より多くのお客様に商品が届けられるようにエッセンス商品と呼ばれる比較のお求めやすい価格帯の商品群の在庫拡充に努めました。一方で、人材の積極採用や情報システムの整備など急成長を支えるための会社基盤構築のための投資も引き続き着実に進めました。

その結果、当事業年度の売上高は、11,258,349千円(前年同期比34.2%増)、営業利益は3,180,416千円(前年同期比41.5%増)、経常利益は3,176,700千円(前年同期比40.7%増)、当期純利益は2,127,745千円(前年同期比34.1%増)となりました。

第10期中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

当中間会計期間におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が継続しました。個人消費は、エネルギー・原材料価格の高止まりによる物価上昇の影響等から消費マインドに弱さがみられるものの、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな増加基調を維持しています。また、訪日外国人観光客数は、円安を背景として前年同期比で引き続き増加しています。一方で、世界的な政情不安による急激な為替相場の変動、継続的な物価上昇、米国の通商政策等の影響により、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いています。

こうした状況のなか、当社は、「人間の閃きが生み出し、人間の手が創り出す輝きを、世界へ。」のミッションのもと、事業方針として、成長性と収益性の両立を掲げています。そのための取り組みとして、a) 展開エリアの拡張による海外売上高の拡大、b) 高付加価値の商品を正価で効率よくお客様に届けることに注力しています。

当中間会計期間においても、当方針に沿って、引き続き強いインバウンド需要を取り込むとともに、商品面においては、有名スポーツブランドやハンバーガーレストランとのコラボレーション企画の実施や店舗限定Tシャツの投入、多品種少量生産で品薄が継続する中で、より多くのお客様に商品が届けられるようにエッセンス商品と呼ばれる比較のお求めやすい価格帯の商品群の在庫拡充に努めました。

その結果、当中間会計期間の売上高は、5,986,853千円、営業利益は1,804,645千円、経常利益は1,764,953千円、中間純利益は1,143,548千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第9期事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ1,629,084千円増加し、5,509,087千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は2,138,927千円(前事業年度は1,617,918千円の獲得)となりました。これは主に、法人税等の支払額854,410千円、売上債権の増加額70,958千円があったものの、税引前当期純利益3,070,277千円、減価償却費204,667千円、解約違約金106,423千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は672,456千円(前事業年度は171,020千円の使用)となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入200,000千円があったものの、定期預金の預入による支出400,001千円、有形固定資産の取得による支出176,872千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は162,462千円(前事業年度は149,240千円の獲得)となりました。これは、長期借入金の返済による支出67,500千円があったものの、短期借入金の純増額229,962千円があったことによるものです。

第10期中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ460,360千円増加し、5,969,447千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動の結果獲得した資金は1,033,017千円となりました。これは主に、法人税等の支払額660,315千円、売上債権の増加額302,792千円、棚卸資産の増加額230,606千円があったものの、税引前中間純利益1,711,244千円、減価償却費98,332千円、仕入債務の増加額329,830千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動の結果使用した資金は309,429千円となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入200,001千円があったものの、敷金及び保証金の差入による支出382,406千円、有形固定資産の取得による支出82,332千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動の結果使用した資金は263,712千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出33,750千円、短期借入金の純減額229,962千円があったことによるものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 受注実績

第9期事業年度及び第10期中間会計期間の受注実績は次のとおりです。なお、当社は、ブランド事業の単一セグメントです。

セグメントの名称	第9期事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)				第10期中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
ブランド事業	1,930,313	105.8	689,445	113.5	669,027	558,658
合計	1,930,313	105.8	689,445	113.5	669,027	558,658

b 仕入実績

第9期事業年度及び第10期中間会計期間の仕入実績は次のとおりです。なお、当社は、ブランド事業の単一セグメントです。

セグメントの名称	第9期事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)		第10期中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
ブランド事業	4,414,836	124.7	2,334,233
合計	4,414,836	124.7	2,334,233

(注) 金額は、仕入価格によっています。

c 販売実績

第9期事業年度及び第10期中間会計期間の販売実績は次のとおりです。なお、当社は、ブランド事業の単一セグメントであるため、チャンネル別に記載しています。

チャンネルの名称	第9期事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)		第10期中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
自社EC	3,665,515	110.0	1,830,287
自社店舗	5,440,515	180.8	3,218,309
卸売	1,851,132	128.9	800,224
その他	301,186	49.1	138,032
合計	11,258,349	134.2	5,986,853

(注) 最近2事業年度及び中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が100分の10以上ではないため、記載を省略しています。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されていますが、この財務諸表の作成に当たっては、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されています。

これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらとは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針については「第5 1 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載のとおりです。また、会計上の見積り及び仮定のうち、特に重要なものについては次のとおりです。

(商品評価損)

当社は、原則として、販売日から1年経過後の商品について、棚卸資産の簿価切下げに伴う評価損を計上しています。将来、当社の事業計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、実際の販売実績が見積りと異なった場合、棚卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

第9期事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

(売上高)

当事業年度の売上高は、11,258,349千円(前年同期比34.2%増)となりました。なお、認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 経営成績の状況」に記載のとおりです。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、4,365,625千円(前年同期比29.7%増)となりました。これは主に、顧客の需要増に合わせた販売計画に基づく生産数量が増加したことによるものです。

この結果、売上総利益は6,892,724千円(前年同期比37.2%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、3,712,307千円（前年同期比33.8%増）となりました。これは主に、人員の増加に伴う人件費の増加によるものです。

この結果、営業利益は3,180,416千円（前年同期比41.5%増）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度の営業外収益は、5,715千円（前年同期比50.9%減）となりました。これは主に、補助金収入5,000千円、違約金収入6,517千円が減少したことによるものです。

当事業年度の営業外費用は、9,431千円（前年同期比276.7%増）となりました。これは主に、支払利息1,913千円、為替差損7,494千円を計上したことによるものです。

この結果、経常利益は3,176,700千円（前年同期比40.7%増）となりました。

(当期純利益)

当事業年度の特別損失は、106,423千円（前年同期比480.1%増）となりました。これは主に、解約違約金106,423千円を計上したことによるものです。また、法人税等942,531千円の計上により、当期純利益は2,127,745千円（前年同期比34.1%増）となりました。

第10期中間会計期間（自 2025年2月1日 至 2025年7月31日）

(売上高)

当中間会計期間の売上高は、5,986,853千円となりました。なお、認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 経営成績の状況」に記載のとおりです。

(売上原価、売上総利益)

当中間会計期間の売上原価は、2,109,593千円となりました。これは主に、顧客の需要増に合わせた販売計画に基づく生産数量が増加したことによるものです。

この結果、売上総利益は3,877,259千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当中間会計期間の販売費及び一般管理費は、2,072,614千円となりました。これは主に、人員の増加に伴う人件費の増加によるものです。

この結果、営業利益は1,804,645千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当中間会計期間の営業外収益は8,004千円となりました。これは主に、受取利息4,324千円、為替差益2,441千円を計上したことによるものです。

当中間会計期間の営業外費用は47,695千円となりました。これは主に、支払利息1,390千円、地代家賃42,207千円を計上したことによるものです。

この結果、経常利益は1,764,953千円となりました。

(中間純利益)

当中間会計期間の特別損失は、53,708千円となりました。これは主に、減損損失53,708千円を計上したことによるものです。また、法人税等567,696千円の計上により、中間純利益は1,143,548千円となりました。

③ 財政状態の分析

財政状態につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」に記載のとおりです。

④ キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性

当社の財務政策は、安定的な運用を行うことを基本方針としています。

運転資金及び将来の事業拡大を目的にした投資資金の財源については、自己資金及び銀行からの借入金を財源としています。

⑥ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 中長期的な経営戦略及び目標とする経営指標」に記載のとおり、主な経営指標として売上高成長率、営業利益率、ROE、株主資本比率を重視しています。当事業年度における各指標の計画比の達成率は以下のとおりであり、引き続き計画達成に向けて対処すべき経営課題の改善を図りながら、経営戦略を推進していきます。

	2025年1月期 計画(%)	2025年1月期 実績(%)	2025年1月期 達成率(%)
売上高成長率	130.8	134.2	102.6
営業利益率	26.9	28.2	104.8
ROE	32.6	41.9	—
株主資本比率	74.7	74.6	—

⑦ 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりです。

5 【経営上の重要な契約等】

当社では、創業者であるNIGO氏(長尾智明氏)及び長尾智明氏を代表とする法人である人工株式会社とクリエイティブディレクター(以下、「CD」という。)契約を締結している他、株主であるPharrell氏とのアドバイザー契約やVERDY氏(田中慧氏)、KAWS氏(Brian Donnelly氏)とパートナーシップ契約を締結しています。

(1) NIGO氏(長尾 智明氏)及び人工株式会社とのCD契約

相手先の名称	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
NIGO氏 (長尾 智明氏) 人工株式会社	CD契約	2024年 2月28日	2024年2月1日から 2029年1月31日まで (更新あり)	CD業務(当社創作物全般の支援)及びPR業務 (当社創作に関するプロモーション全般)

(注) 当社に事前に金額・用途を通知のうえ当社の事前承諾があることを条件に、NIGO氏がクリエイティブディレクターとしての活動に必要な交通費・宿泊費は当社が経費負担する内容となっています。またその他の費目に関してもクリエイティブディレクターとしての活動における必要性・相当性を当社が事前判断する機会を設けるべく、当社の事前承諾を要します。

(2) Pharrell氏とのアドバイザー契約

相手先の名称	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
Pharrell Williams氏	アドバイザー契約	2025年 8月18日	2025年8月18日から 2028年8月17日まで (更新あり)	当社の合理的な要請に基づき、メンター及びアドバイザーとして当社に助言及び支援を行う。

(3) VERDY氏(田中 慧氏)とのパートナーシップ契約

相手先の名称	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
VERDY氏 (田中 慧氏)	パートナーシップ契約	2023年 9月5日	2023年9月5日から 2026年9月5日まで (更新あり)	当社の合理的な要請に基づき、クリエイティブパートナーとして当社に助言及び支援を行う。

(4) KAWS氏(Brian Donnelly氏)とのパートナーシップ契約

相手先の名称	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
KAWS氏 (Brian Donnelly氏)	パートナーシップ契約	2023年 1月19日	2023年1月19日から 2026年1月19日まで (更新あり)	当社の合理的な要請に基づき、アドバイザーとして当社に助言及び支援を行う。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第9期事業年度（自 2024年2月1日 至 2025年1月31日）

当事業年度に実施した設備投資の総額は213,314千円です。その主なものは、新店舗の内装設備工事、コーポレートサイト及び採用サイトの刷新、本社事務所等の備品購入によるものです。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

また、当社は、ブランド事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しています。

第10期中間会計期間（自 2025年2月1日 至 2025年7月31日）

当中間会計期間に実施した設備投資の総額は130,881千円です。その主なものは、新店舗の内装設備工事、本社事務所等の備品購入によるものです。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

また、当社は、ブランド事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しています。

2 【主要な設備の状況】

(2025年1月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び構 築物	工具、器具 及び備品	商標権	ソフト ウェア	その他		合計
本社 (東京都 渋谷区)	—	本社機能	23,080	51,694	19,616	54,969	0	149,361	101 (0)
店舗 (全国)	—	当社商品 の販売	175,654	18,340	—	—	—	193,994	54 (23)
シェアアト リエ (東京都 目黒区)	—	賃貸用不 動産	58,831	2,486	—	—	—	61,318	—

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の事業所はいずれも賃借しており、当事業年度における年間賃借料(下記、転貸分を含む。)は472,251千円です。
3. 建物は賃借中の建物に設置した建物附属設備です。
4. 当社は、ブランド事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しています。
5. 帳簿価額については、建設仮勘定の金額は含めていません。
6. 帳簿価額のうち、「その他」については、車両及び運搬具になります。
7. シェアアトリエについては、日本の次世代を担うクリエイターたちの活躍を体現できる場所として提供しており、一部転貸しています。
8. 2025年7月に本社を東京都品川区に移転しています。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年9月30日現在)

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しています。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりです。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	予定売場面積/ 倉庫専 有面積 (㎡)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都品川区)	—	本社移転	830,723	478,723	借入金/増資資金	2025年9月	2026年1月	—
店舗 (東京都渋谷区)	—	出店投資	915,776	360,176	自己資金/増資資金	2026年4月	2026年9月	595
店舗 (大阪市北区)	—	出店投資	532,754	—	増資資金	2027年2月	2027年5月	517
店舗 (東京都港区)	—	出店投資	435,000	70,500	自己資金/増資資金	2026年12月	2027年3月	200
店舗 (神戸市中央区)	—	出店投資	245,035	37,197	自己資金/増資資金	2025年9月	2026年1月	265
本社 (東京都品川区)	—	システム投資	120,000	34,446	自己資金/増資資金	2025年2月	2026年2月	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2. 当社は、ブランド事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しています。

3. 本社移転及び店舗の投資予定額には敷金を含んでいます。

(2) 重要な設備の除却等

「2 主要な設備の状況」に記載している本社の建物等の一部については、本社移転予定の2026年1月までに全額を償却する予定です。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	87,920,000
計	87,920,000

- (注) 1. 2025年6月30日開催の取締役会決議により、2025年7月17日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は76,000,000株増加し、80,000,000株となっています。
2. 2025年7月30日開催の臨時株主総会の決議により、発行可能株式総数は7,920,000株増加し、87,920,000株となっています。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	21,980,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	21,980,000	—	—

- (注) 1. 2025年6月30日開催の取締役会決議により、2025年7月17日付で1株につき20株の株式分割を行っています。これにより発行済株式総数は20,881,000株増加し、21,980,000株となっています。
2. 2025年7月30日開催の臨時株主総会決議により、2025年7月30日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しています。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第5回新株予約権

決議年月日	2024年11月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員51(注)7
新株予約権の数(個) ※	10,684 [9,587] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 10,684 [191,740] (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	14,500 [725] (注)2、6
新株予約権の行使期間 ※	2026年11月30日～2034年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 14,500 [725] 資本組入額 7,250 [362.5] (注)6
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2025年1月31日)における内容を記載しています。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年9月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は20株です(ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数またはその算定方法に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。」。)
なお、当社が株式分割(株式無償割当を含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとしています。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしています。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとしています。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」と言います。))に「新株予約権の目的となる株式数」を乗じた金額としています。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとしています。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとしています。

さらに上記の他、当社が吸収合併新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとしています。

3. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案もしくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得ことができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
4. 新株予約権行使の条件
- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、本条において「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、甲又は甲の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権の行使は、甲の普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ④ 上記③の定めにかかわらず、新株予約権者は、甲の買収（以下に定義する。）について、法令上必要な甲の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。
 - (a) 甲の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
 - (b) 甲が他の会社と合併することにより、合併直前の甲の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (c) 甲が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の甲の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (d) 甲が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の甲の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (e) 他の会社が甲株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の甲の総株主が保有することとなる株式交付後の当該他の会社の議決権の数が、当該他の会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (f) 甲が事業譲渡又は会社分割により甲の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、甲の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 組織再編に伴う新株予約権の承継
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注) 4 に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
(注) 3 に準じて決定する。
6. 2025年6月30日開催の取締役会決議により、2025年7月17日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。
7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員47名となっています。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第3回新株予約権

決議年月日	2023年1月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者1
新株予約権の数(個)※	10,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 10,000 [200,000] (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	2,500 [125] (注)2、6
新株予約権の行使期間 ※	2023年1月20日～2033年1月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,500 [125] 資本組入額 1,250 [62.5] (注)6
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権については、第三者に対する譲渡、担保権の設定その他処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2025年1月31日)における内容を記載しています。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年9月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は20株です。(ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数またはその算定方法に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。)

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとしています。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしています。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとしています。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」と言います。)に「新株予約権の目的となる株式数」を乗じた金額としています。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとしています。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げるものとしています。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとしています。

さらに上記の他、当社が吸収合併新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとしています。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当該新株予約権者から新株予約権を無償で取得することが可能としています。
- ② 当社株主総会及び取締役会(取締役会を置いていない場合は、取締役の過半数の決定)において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することが可能としています。なお、「新株予約権の行使の条件」の規定により本新株予約権を行使することができる場合には、当該新株予約権の行使を妨げないものとします。
- ③ 当社は、本新株予約権者が本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、取締役会(取締役会を置いていない場合は株主総会)が別途定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することが可能としています。

4. 新株予約権行使の条件

- ① 本新株予約権の行使は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日から6ヶ月が経過することを条件としています。ただし、取締役会(取締役会を置いていない場合は取締役の過半数の決定)が認めた場合はこの限りではありません。
- ② 上記①の定めにかかわらず、本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、当社の買収について、法令及び当社の定款その他の社内規則上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた日以降別途当社が合理的に指定する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとしています。「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味するものとしています。
 - (a) 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者(その子会社及び関連会社を含む。)により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味す。
 - (b) 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の継続会社または新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (c) 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (d) 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (e) 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の当該他の会社の議決権の数が、当該他の会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (f) 当社が事業譲渡または会社分割により当社の事業の全部または重要な一部を第三者に移転させること。

- ③ 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人または遺産による本新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会(取締役会を置いていない場合は取締役の過半数の決定)が認めた場合は当該発行済み新株予約権を行使できる場合があります。
- ④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとしています。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことは不可能としています。
- ⑥ 本新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」及び以下(a)から(d)において定める期間区分に従って、本新株予約権の一部または全部を行使することが可能としています。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げた数としています。
- (a) 割当日から、割当日から起算して1年を経過する日までの間は、割当てられた本新株予約権を行使できないものとしています。
- (b) 割当日から起算して1年経過した日から、割当日から起算して2年を経過する日までの間は、割当てられた本新株予約権個数のうち、3分の1までの本新株予約権を行使することができるものとする。
- (c) 割当日から起算して2年経過した日から、割当日から起算して3年を経過する日までの間は、割当てられた本新株予約権個数のうち、3分の2までの本新株予約権を行使することができるものとする。
- (d) 割当日から起算して3年経過した日以後は、割当てられた本新株予約権のすべてを行使することができるものとする。
- ⑦ 上記⑥の規定にかかわらず、当社の企業買収(上記に定義される)に関し、新株予約権者は、当該企業買収が完了した日以降、当該新株予約権が「新株予約権を行使することができる期間」に従い行使可能である限り、割り当てられたすべての新株予約権を行使できるものとしており、ただし、「新株予約権の行使の条件」②に基づく取扱いを受けるものとしています。
5. 組織再編に伴う新株予約権の承継
当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
(注)3に準じて決定する。
6. 2025年6月30日開催の取締役会決議により、2025年7月17日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

第4回新株予約権

決議年月日	2023年9月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者1
新株予約権の数(個)※	10,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 10,000 [200,000] (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,000 [150] (注)2、6
新株予約権の行使期間 ※	2023年9月6日～2023年9月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,060 [153] 資本組入額 1,530 [76.5] (注)6
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権については、第三者に対する譲渡、担保権の設定その他処分をすることはできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2025年1月31日)における内容を記載しています。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年9月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は20株です。(ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数またはその算定方法に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。)
なお、当社が株式分割(株式無償割当を含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとしています。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしています。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとしています。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」と言います。)に「新株予約権の目的となる株式数」を乗じた金額としています。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとしています。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとしています。

さらに上記の他、当社が吸収合併新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとしています。

3. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当該新株予約権者から新株予約権を無償で取得することが可能としています。

- ② 当社株主総会及び取締役会(取締役会を置いていない場合は、取締役の過半数の決定)において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することが可能としています。なお、「新株予約権の行使の条件」の規定により本新株予約権を行使することができる場合には、当該新株予約権の行使を妨げないものとしています。
 - ③ 当社は、本新株予約権者が本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、取締役会(取締役会を置いていない場合は株主総会)が別途定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することが可能としています。
 - ④ 当社は、当社と新株予約権者間の取引関係がなくなった場合には、当該新株予約権者から新株予約権を無償で取得することが可能としています。
4. 新株予約権行使の条件
- ① 本新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。
 - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)
 - (b) 行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
 - (e) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)、類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。)
 - ② 本新株予約権の行使は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日から6ヶ月が経過することを条件としています。ただし、取締役会(取締役会を置いていない場合は取締役の過半数の決定)が認めた場合はこの限りではありません。
 - ③ 上記②の定めにかかわらず、新株予約権者は、当社の買収(以下に定義する。)について、法令及び当社の定款その他の社内規則上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた日以降別途当社が合理的に指定する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとしています。「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味します。
 - (a) 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者(その子会社及び関連会社を含む。)により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
 - (b) 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社または新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (c) 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (d) 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (e) 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の当該他の会社の議決権の数が、当該他の会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (f) 当社が事業譲渡または会社分割により当社の事業の全部または重要な一部を第三者に移転させること。
 - ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとしています。ただし、取締役会(取締役会を置いていない場合は取締役の過半数の決定)が認めた場合はこの限りではありません。
 - ⑤ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各本新株予約権の一部の行使は認められないものとしています。

- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことは不可能としています。
- ⑦ 新株予約権者は、上記②もしくは③の定めに加え、「新株予約権を行使することができる期間」及び以下(a)から(d)において定める期間区分に従って、本新株予約権の一部または全部を行使するものとしています。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げた数としています。
- (a) 割当日から起算して1年を経過する日までの間は、割当てられた本新株予約権を行使できないものとする。
- (b) 割当日から起算して1年経過した日から、割当日から起算して2年を経過する日までの間は、割当てられた本新株予約権個数のうち、3分の1までの本新株予約権を行使することができるものとする。
- (c) 割当日から起算して2年経過した日から、割当日から起算して3年を経過する日までの間は、割当てられた本新株予約権個数のうち、3分の2までの本新株予約権を行使することができるものとする。
- (d) 割当日から起算して3年経過した日以後は、割当てられた本新株予約権のすべてを行使することができるものとする。
5. 組織再編に伴う新株予約権の承継
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
(注)3に準じて決定する。
6. 2025年6月30日開催の取締役会決議により、2025年7月17日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っています。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。
7. 本新株予約権は、新株予約権1個につき60円で有償発行しています。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年1月28日 (注) 1	999,000	1,000,000	—	10,000	—	—
2024年1月26日 (注) 2	99,000	1,099,000	99,795	109,795	99,795	99,795
2024年1月26日 (注) 3	—	1,099,000	△22,295	87,500	—	99,795
2025年7月17日 (注) 4	20,881,000	21,980,000	—	87,500	—	99,795

- (注) 1. 株式分割(1:1,000)によるものです。
 2. 新株予約権の行使によるものです。
 3. 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものです(減資割合20.3%)。
 4. 株式分割(1:20)によるものです。

(4) 【所有者別状況】

(2025年9月30日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	1	4	6	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	98,000	—	58,000	63,800	219,800	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	44.6	—	26.4	29.0	100	—

- (注) 1. 2025年6月30日開催の取締役会決議により、2025年7月17日付で1株につき20株の株式分割を行っていません。
 2. 2025年7月30日開催の臨時株主総会決議により、2025年7月30日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しています。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2025年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,980,000	219,800	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	21,980,000	—	—
総株主の議決権	—	219,800	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、剰余金の利益配分につきましては、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断した上で配当を行っていくことを基本方針としています。しかしながら、当社は本書提出日現在、事業拡大過程にあり、財務体質を強化し、事業拡大に再投資するために、創業以来無配当としていました。今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針です。内部留保資金につきましては、今後の事業戦略に応じて、海外展開への投資資金や新ブランドの立ち上げまたは買収のための資金として有効に活用していく方針です。また、剰余金の配当の基準日は、期末配当は1月31日、中間配当は7月31日、その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めていますが、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は定めていません。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めています。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長及び長期安定的な企業価値の向上を経営の重要課題としています。

その実現のためには、株主の皆様、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと良好な関係を築くとともに、お客様にご満足いただける商品やサービスを提供し続けることが重要と考え、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の主な機関として、取締役会、監査役会、リスク・コンプライアンス委員会、コーポレート・ガバナンス特別委員会、及び内部監査室を設置しています。

イ. 取締役会

取締役会は、代表取締役 松沼礼が議長を務め、取締役 柳澤純一、取締役 鳩山玲人、社外取締役 岡本紫苑、社外取締役 デーヴィッド・マークスの5名で構成されています。取締役会は、原則として毎月1回定例の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会は、取締役会規程に基づき、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っています。具体的には、当社の経営戦略や中期的な経営方針の承認、これら計画に対する実績の進捗確認・分析の報告、規程の制改定等の内部統制に関する事項等について検討しています。

また、取締役会には、すべての監査役3名(うち社外監査役3名)が出席し取締役の業務執行の状況を監視する体制となっています。

ロ. 監査役会

監査役会は、常勤監査役 川崎美香が議長を務め、非常勤監査役 弓削田博、非常勤監査役 大熊将人の3名(うち社外監査役3名)で構成されています。

監査役会は、原則として1ヶ月に1回開催される他、必要に応じて臨時に開催しています。監査役会規程に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行っています。

監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、業務及び財産の状況を監査するとともに、監査法人及び内部監査部門等から報告を受ける等緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監査しています。

ハ. 経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する協議・意思決定機関として設置しています。

代表取締役 松沼礼が議長を務め、取締役 柳澤純一、取締役 鳩山玲人で構成され、常勤監査役 川崎美香が陪席して意見陳述が可能となっています。

原則として2週間に1回開催し、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況の確認等を行っています。

ニ. リスク・コンプライアンス委員会

全社リスクの管理及びコンプライアンス遵守に向けた取り組みを行うための機関として、代表取締役を委員長として取締役会の決議に基づき選任された委員を構成員(委員長：代表取締役 松沼礼、委員：取締役 柳澤純一、取締役 鳩山玲人、オブザーバー：社外監査役 川崎美香)とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

同委員会は四半期に1回の定期開催の他、必要に応じて臨時に開催され、事業活動に関連する潜在的なリスクの把握と予防策の立案、顕在化したコンプライアンス違反への対処方針の策定や再発防止策の立案、ならびにそれらの取締役会への上程や承認された方針・対策等の推進を主な役割としています。

ホ. 内部監査室

内部監査室は、内部監査人3名で構成されており、年間の監査計画に基づいて業務監査及び会計監査を実施し、法令遵守、内部統制の実効性等を監査しています。監査結果については、取締役会及び監査役会に報告を行うとともに、監査役会及び監査法人と相互連携を深めるため、適宜情報交換を行っています。

ヘ. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しています。同法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けています。

ト. コーポレート・ガバナンス特別委員会

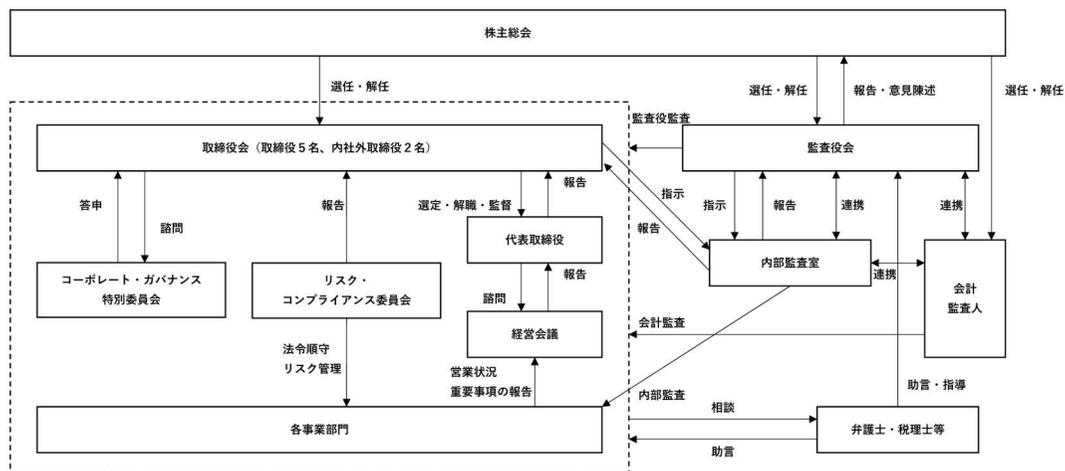
支配株主との取引の公正性を確保するため、独立役員（社外取締役2名（岡本紫苑、デーヴィッド・マークス）及び社外監査役3名（川崎美香、弓削田博、大熊将人））から構成されるコーポレート・ガバナンス特別委員会を設置しています。支配株主との取引については、取締役会から当特別委員会に対して諮問し、その答申を踏まえて取締役会において意思決定しています。

b. 企業統治の体制を採用する理由

迅速かつ適切に経営判断ができるように上記のような企業統治の体制を採用しています。また、社外監査役は専門的な知識や経験に基づき、業務執行に対する十分な監査機能を担っており、コーポレート・ガバナンス特別委員会、内部監査室及びリスク・コンプライアンス委員会を設置することで、より一層の経営監視機能が果たされていると考えています。

c. 当社のコーポレート・ガバナンス体制図

当社のコーポレート・ガバナンス体制図は、以下のとおりです。



③ 内部統制システムの整備の状況

当社は2025年5月22日開催の取締役会において、「会社の業務ならびに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備の方針」を基本方針の一つとして含む、「内部統制システムの基本方針」を決議しています。会社法、会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、「定款」に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、「内部統制システムの基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めます。

内容は以下になります。

- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社は、すべての活動の基本となる“MISSION”及び“VALUE”を定め、高い倫理観を持って企業活動を行う組織風土を構築するためにコンプライアンス関連規程を整備する。取締役及び従業員は、これらを職務執行の拠り所とすることで、法令及び定款ならびに社内規程等を遵守する。
 - ロ. リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する方針、活動計画等を定め、会社全体のコンプライアンスの推進を図る。また、コンプライアンス担当部署である法務部門を事務局として、コンプライアンス上の課題の検討等を行い、教育・研修を徹底する。
 - ハ. 取締役会は、取締役に職務の執行状況を定期的に報告させ、取締役の法令及び定款ならびに社内規程等の遵守状況を把握する。
 - ニ. 法令及び定款ならびに社内規程等の違反行為等に関する従業員からの通報に対応するため「内部通報規程」を定めるとともに、不正行為の早期発見を図るため、社内外に内部通報窓口を設置する。
 - ホ. 職務執行にあたっては、「業務分掌規程」や「職務権限規程」により各部署、各職責の職務範囲や決裁権限を明確にし、適正な牽制、報告が機能する体制とする。
 - ヘ. 内部監査部門は、会社の法令及び定款ならびに社内規程等の遵守体制の有効性について内部監査を行い、取締役会及び監査役会に内部監査結果を報告する。内部監査を受けた部署及びその関連部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
 - ト. 万一、法令違反等が発生した場合には、「就業規則」に則り厳正に処分するとともに、主管部署及び内部監査部門ならびにリスク・コンプライアンス委員会と相互に連携し再発防止のための対策を講ずる。
- b 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「秘密情報管理規程」その他関連する規程に従い、情報種別ごとに適切な保存期間を定め保存及び管理する。
 - ロ. 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役から要請があった場合に備え、常時閲覧可能な状態を維持する。
- c 損失の危険の管理に関する規定その他体制
- イ. 「リスク・コンプライアンス規程」に則り、代表取締役が委員長となり、経営会議の決議に基づき選任される委員を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。同委員会は、経営方針または中期的な経営戦略や経営指標の実現を阻害する要因となりうる会社全体のリスク情報を網羅的に収集し、分析・評価を行い、リスクへの対応を検討し、統括することで、損失の危険の管理を行う。
 - ロ. リスクマネジメントの担当部署である法務部門を事務局として、各部署のリスク管理の状況ととりまとめ、その結果を定期的にリスク・コンプライアンス委員会に報告する。リスク・コンプライアンス委員会は、報告内容に基づき改善策を審議、決定し、リスク管理態勢とその有効性の継続的改善を行う。
 - ハ. リスク・コンプライアンス委員会は、大規模災害等の危機発生時に適宜対策室を設置して、情報の一元管理を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる活動を行う。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」「職務権限規程」その他関連する規程を定めるとともに、取締役会を原則として毎月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ロ. 「会議体規程」及び「経営会議規程」により、業務執行取締役が出席し、常勤監査役が陪席する経営会議を原則として隔週で開催し、重要な業務執行の一部の決定及び利益計画の進捗状況の管理に関して、取締役会から委任を受け、機動的な意思決定を図る。
 - ハ. 取締役会は、中期経営計画及び年度計画の策定を行い、年度計画に基づく部門ごとの業績目標や予算の設定を行うとともに、月次または四半期ごとの予実管理を含む全般的な統制活動の実施を行う。
- e 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - ロ. 会社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性に関する事項
- イ. 監査役または監査役会が求めた場合には、監査役の業務を補助すべき従業員を置くものとし、当該補助すべき従業員の人事は、監査役または監査役会の意見を尊重する。
 - ロ. 補助すべき従業員への指示は、取締役から独立して行われるものとし、当該補助すべき従業員は、監査役の指示に基づき業務を行う。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や法令及び定款ならびに社内規則等に違反する恐れのある行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告する。また、コンプライアンス上重要な内部通報があった場合は、通報状況を速やかに報告する。
 - ロ. 当社の監査役は、内部通報制度の運用状況について四半期に一度報告を受ける。また、必要と認めた場合、直ちに運用状況について報告させることができる。
 - ハ. 監査役は、取締役会その他の会社の重要な会議に出席し、審議事項に関して必要があるとき、または求めに応じて意見を述べることができる。
 - ニ. 取締役会及び会社は、監査役に対し、必要に応じて、内部監査部門との情報交換や会社の監査法人から会計監査内容に関して説明を受ける機会や情報交換等を行うことができる体制を整備する。
 - ホ. 監査役への報告を行った取締役・従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
- h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 会社は、監査役または監査役会から監査役の職務の執行について生じた合理的な費用または償還の請求があった場合はすみやかに処理をする。
 - ロ. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、顧問法律事務所等に専門的な助言を求め、会計監査業務については、監査法人に意見を求める等必要な連携を図る。
 - ハ. 監査役は、監査役監査の実効性を確保するための体制を含む内部統制システムの構築・運用に関し、必要があると認めるときは、代表取締役その他関係する取締役との間で協議の機会を持つ。
- i 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
- イ. 当社は、「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たないことを基本方針とする。反社会的勢力からの不当要求に対しては、社内体制を整備し、同規程に基づき対処を行う。
 - ロ. 反社会的勢力への対応部署を法務部門に設置し、各部署の対応に関する指導・支援を行う。緊急時における警察への通報、顧問弁護士への相談を実施する等、外部の専門機関との連携を図り、体制強化に努める。
- ④ リスク管理体制の整備の状況
- 当社は、リスク管理を強化するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しています。また、「リスク管理規程」を定め、リスク情報を早期に把握・共有し、リスクの顕在化を未然に防止する体制の構築に努めています。なお、リスク・コンプライアンス委員会の開催頻度については、四半期に1回もしくは必要に応じて開催しています。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
- 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としています。
- ⑥ 取締役の定数
- 当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めています。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めています。また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨についても、定款で定めています。

⑧ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を發揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めています。

b. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定めています。

c. 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により、自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めています。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めています。

⑩ 取締役会の活動状況

当社は最近事業年度において取締役会を原則として月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。なお、最近事業年度における各取締役の取締役会への出席状況は以下になります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	松沼礼	17回	17回
取締役	柳澤純一	17回	17回
取締役	鳩山玲人	17回	17回
社外取締役	岡本紫苑	17回	17回
社外取締役	デーヴィッド・マークス	17回	17回

取締役会における具体的な検討内容は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、年度予算の策定及び予算の進捗状況、重要な経営戦略、組織・人事関連を含むコーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等、設備投資に関する事項が主たる事項です。

⑪ 役員賠償責任保険契約等

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料を当社が負担しています。当該保険契約等では、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。なお、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しています。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性2名(役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO兼COO	松沼 礼	1978年7月25日	2004年2月 2005年11月 2017年5月 2020年3月 2021年7月 2021年8月 2022年9月 2024年5月	(株)ファーストリテイリング入社 (株)ユニクロ入社(転籍) 同社グローバルマーケティング部 PR部長兼UT・コラボレーション事 業推進部部长 同社ジャパンマーケティング統括 部長 当社取締役 当社取締役COO 当社代表取締役社長COO 当社代表取締役CEO兼COO(現任)	(注) 3	660,000
取締役CFO	柳澤 純一	1978年7月13日	2002年4月 2003年9月 2009年12月 2012年9月 2012年10月 2016年2月 2018年10月	(株)ベンチャー・リンク入社 ファイブアイズ・ネットワークス (株)入社 有限責任監査法人トーマツ入所 公認会計士登録 デロイトトーマツファイナンシャ ルアドバイザー(同)入社(転籍) 当社取締役(非常勤) イザナギパートナーズ(同)設立 代表社員(現任) 当社取締役CFO(現任)	(注) 3	660,000
取締役CSO	鳩山 玲人	1974年1月12日	1997年4月 2008年5月 2010年6月 2013年4月 2013年6月 2015年6月 2016年3月 2016年4月 2016年6月 2016年7月 2019年3月 2021年1月 2021年3月 2023年3月	三菱商事(株)入社 (株)サンリオ入社 Sanrio, Inc. COO (株)サンリオ取締役 同社常務取締役 (株)ディー・エス・エー社外取締役 Sanrio Media & Pictures Entertainment, Inc. CEO LINE(株)(現 Aホールディングス (株)社外取締役 ビジョン(株)社外取締役 トランス・コスモス(株)社外取締役 (現任) (株)鳩山総合研究所設立 代表取締 役(現任) UUUM(株)アドバイザーボード(顧 問)(現任) Sozo Ventures L.C.C Venture Partner(現任) Mythical Games, Inc社外取締役 当社取締役CSO(現任) Zホールディングス(株)(現 LINEヤ フー(株)社外取締役・監査等委員 ビジョン(株)社外取締役兼取締役会 議長(現任)	(注) 3	660,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
社外取締役	岡本 紫苑	1984年8月14日	2008年9月 2016年8月 2021年8月 2022年4月 2022年5月 2022年9月 2023年1月 2023年11月 2024年1月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 森・濱田松本法律事務所入所 ヤフー(株)(現 LINEヤフー(株))入社 YJキャピタル(株)(現 Z Venture Capital(株))出向 同社CFO兼General Counsel Zホールディングス(株)(現 LINEヤ フー(株))出向 財務統括部 エンゲ ージメント・マネージャー (株)イオンファンタジー社外監査役 (現任) (株)WAKUWAKU社外監査役 当社取締役(現任) セイノーホールディングス(株)アド バイザー neo終活(株)設立 代表取締役(現 任)	(注) 3	—
社外取締役	デーヴィッド・ マークス	1978年11月30日	2010年6月 2021年11月 2023年1月 2024年4月 2024年5月	Google合同会社入社 同社Asia-Pacific Senior Director, Corporate and Product Communications 当社取締役(現任) NOT A HOTEL(株)入社 同社執行役員(専門役員)(現任)	(注) 3	—
社外常勤監査役	川崎 美香	1974年5月17日	1997年4月 2003年10月 2007年6月 2016年10月 2019年6月 2021年2月 2021年6月 2025年1月	日本銀行入行 朝日監査法人(現 有限責任あず さ監査法人)入所 公認会計士登録 KPMG税理士法人入所 (株)TableCheck常勤監査役 川崎美香公認会計士事務所設立 (現任) 当社常勤監査役(現任) (株)Glory Support設立 代表取締 役(現任)	(注) 4	—
社外監査役	弓削田 博	1974年1月9日	2000年3月 2000年4月 2003年4月 2004年3月 2007年3月 2007年6月 2010年4月 2013年5月 2016年10月 2018年2月 2021年4月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 田宮合同法律事務所入所 虎ノ門総合法律事務所入所 ユアサハラ法律特許事務所入所 小林幸夫法律事務所(現 小林・ 弓削田法律事務所)入所 パート ナー(現任) (株)ゼンリン社外監査役 桐蔭法科大学院専任准教授 一般社団法人高視認性安全服研究 所監事 弁理士再登録 (株)トータル環境社外監査役(現任) 当社社外監査役(現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外監査役	大熊 将人	1975年10月24日	1999年4月 三菱商事㈱入社 2011年3月 ㈱ファーストリテイリング入社 2016年11月 ㈱デジタルガレージ入社 2017年4月 同社執行役員 DG Lab COO 2017年12月 Digital Garage US, Inc. Director COO 2018年6月 ㈱デジタルガレージ取締役兼上席執行役員SEVP DG Lab COO兼グループCEO本部長兼グループCEO本部ビジネス・イノベーション部長 2019年4月 ㈱Crypto Garage代表取締役CEO(現任) 2021年4月 ㈱DGベンチャー取締役副社長COO 2021年6月 ㈱DGフィナンシャルテクノロジー取締役 ㈱DGインキュベーション取締役副社長COO 2023年6月 DG Ventures US, Inc. Director 2024年6月 ㈱カクコム取締役 ㈱DG Strategic Investment代表取締役社長 ㈱デジタルガレージ取締役兼専務執行役員CBDOロングタームインキュベーション・セグメント管掌 当社社外監査役(現任) 2025年4月 2025年6月 ㈱デジタルガレージ取締役兼上席執行役員非連続事業担当(現任)	(注) 4	—
計					1,980,000

- (注) 1. 取締役 岡本紫苑、取締役 デーヴィッド・マークスは、社外取締役です。
 2. 常勤監査役 川崎美香、監査役 弓削田博は、監査役 大熊将人は、社外監査役です。
 3. 取締役の任期は、2025年7月30日開催の臨時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。
 4. 監査役の任期は、2025年7月30日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。

② 社外役員の状況

当社は、社外取締役2名、社外監査役3名であり、豊富な幅広い知識に基づく経営の監視強化と、コーポレート・ガバナンス体制の強化、より透明で効率性の高い企業経営のための役割を担っています。

社外取締役の岡本紫苑氏は、日本及び米国の弁護士資格を有し、国内外の法務案件に従事した経験から、リスクマネジメントにおける高い専門スキルのほか、新規事業における現場経験や財務・会計に関する知見も併せて有しています。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、ESGやダイバーシティの視点における有効な助言とともに、当社の経営全般における実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると判断し社外取締役として選任しています。当社と同氏の間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役のデーヴィッド・マークス氏は日本のファッションや音楽などについて、ライターとして多彩な執筆の実績があるほか、著名な雑誌での連載を持っており、カルチャー・ライフスタイル及びファッション業界における豊富な知識と経験を有しています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、ESGやダイバーシティの視点において、多様な提言をいただけるものと考えており、これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、客観的かつグローバルな視点で、当社の経営に客観的な立場から適切な発言を行っていただけることが期待できると判断したため、社外取締役として選任しています。当社と同氏の間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外常勤監査役の川崎美香氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、会社経営を監督する十分な知見を有しており、内部統制や会計面からの適切な監査を期待して選任しています。当社と同氏の間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の弓削田博氏は、弁護士及び弁理士として豊富な経験と専門的知見を有しており、経営全般の助言・提言を期待して選任しています。当社と同氏の間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の大熊将人氏は、新規事業開発及び投資事業の分野において幅広い事業経験を有しており、当社の次世代事業の開発やグローバル展開に関する業務執行に対して客観的かつ独立した視点で経営全般の監督と有効な助言が期待して選任しています。当社と同氏の間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準を参考に、当社の定めた独立役員の独立性判断基準に沿って選任しています。

③ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は、独立した立場で取締役会に出席し、その有している見識等に基づき、議案等に対して適宜提言を行うことで、当社の業務執行に対する監督機能の強化と透明性の向上を図っています。

社外監査役は、独立性及び中立の立場から客観的に監査意見を表明し、監査体制の独立性及び中立性の向上に努めています。また、取締役の意思決定に関する善管注意義務、忠実義務等の履行状況を含む職務執行状況の監査、内部統制システムの整備・運営状況の監査等を実施しています。

社外監査役は内部監査人からの内部監査に関する報告を定期的に受ける他、効率的・効果的に監査役監査を行うため、内部監査人及び監査法人との情報交換を含む綿密な協力関係を維持しています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は、2025年4月25日の定時株主総会において、監査役会設置会社へと移行しています。当社の監査役会は、独立性を確保した監査役3名で構成され、その全員が社外監査役であり、公認会計士・弁護士の資格を有している監査役や、新規事業開発及び投資事業の分野において幅広い事業経験を有している監査役などそれぞれが、専門的な見地から監査を行っています（なお、監査役 川崎美香は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています）。また、原則月1回監査役会を開催し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めており、必要に応じて臨時の監査役会を開催しています。

なお、2025年1月期においては監査役会の前身となる監査役協議会を設置しており、最近事業年度の定時株主総会后(2024年4月26日以降)における監査役協議会の開催状況は下記のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
川崎 美香	13回	13回
弓削田 博	13回	13回

監査役監査においては、当社の健全で持続的な成長の確保と社会的信頼の向上に応えるコーポレート・ガバナンスを確立するため、公正不偏な姿勢を保持し、役員及び従業員との意思疎通ならびに内部監査室・会計監査人ならびに社外取締役等との緊密な連携を図り、もって取締役の職務執行の適法性の観点から監査を行うと共に、経営管理体制の向上に資する監査を実施しています。具体的な検討事項としては、取締役会等の意思決定や取締役会への報告状況及び取締役会の監督機能の履行状況の監査、内部統制システムの整備・運用状況に係る監査、法令遵守状況の監査及び協業取引、利益相反取引、関連当事者取引の監査等を実施しています。

各監査役は、取締役会その他重要会議に出席する他、業務執行取締役との会合や意見交換を通じて経営に対する監査を行っています。また、各監査役ならびに内部監査担当者は、監査計画の策定・実施・監査結果について定期的に情報共有を行い、業務の適法性及び内部統制(財務報告の適正性を含む)の整備・運用状況について連携して監査を行っています。監査法人とも定期的な面談を実施し、情報共有・意見交換を行い、監査の質の向上を図っています。

常勤監査役の活動としては、取締役会、経営会議、その他社内の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧を行っています。加えて、監査法人及び内部監査担当と密に連携を図ることで、深度ある監査の実施に努めています。なお、これらの結果については、適宜監査役会で報告し、監査役間で情報を共有しています。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、取締役会及び監査役会へのデュアルレポートライン制を採っており、本書提出日現在3名の体制で構成されています。取締役会の承認を得た年次内部監査計画に基づいて、被監査部門に対して書面による事前調査と関係資料の査閲を経て、ヒアリング等を実施し網羅的に内部監査を実施しています。

監査の結果は、期中においては、監査終了後、被監査部門の担当取締役に報告しています。また、報告後の改善事項の指示、フォローアップをした上で改善報告書を被監査部門の担当取締役に提出しています。

なお、最終的には、年間の監査計画に基づく監査終了後に、取締役会にて監査結果報告をしています。

監査役会と会計監査人を含めた四半期ごとの決算後の意見交換会において、情報交換・意見交換を行っており、監査役会、会計監査人とも相互の連携を密にして監査の実効性向上に努めています。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 古谷大二郎

指定有限責任社員・業務執行社員 能勢直子

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他16名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性ならびに監査報酬等を総合的に勘案し選定することとしています。

有限責任監査法人トーマツを監査法人として選定した理由は、監査法人としての品質管理体制、独立性及び専門性の有無、当社が展開する事業分野への理解度等を総合的に勘案し、検討した結果、適任と判断したためです。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人による計画説明及び結果報告等を通じて、独立性と専門性の有無を確認しています。その結果、監査法人の独立性、専門性ともに問題ないものと判断しています。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
16,000	—	22,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

現時点では、当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針等を定めていません。財務・経理部において稟議申請を行い、取締役会または経営会議にて承認しています。重要契約のため、通常は取締役会での決議事項となりますが、2024年1月期においては前期と金額が同額であること、契約の更新であることから経営会議での決議事項となっています。なお、2025年1月期においては金額は増加したものの毎期更新される契約という点を考慮し、経営会議において決議しています。

今後については、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、監査役会の同意を得た上で決定する方針です。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、関係部署からの報告をもとに会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算定根拠、また他社の情報などを勘案し審議した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、同意しています。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は以下のとおりです。

イ. 役員の報酬等に関する株主総会の決議内容

当社の役員報酬限度額に関して、取締役報酬につきましては、2023年4月25日開催の定時株主総会において、年額400,000千円（決議時点での取締役の員数は6名）、監査役報酬につきましては、2024年4月26日開催の定時株主総会において、年額60,000千円（決議時点での監査役の員数は2名）とする旨決議しています。

ロ. 役員区分ごとの報酬等の額に関する考え方及び算定方法の決定に関する事項

1) 役員報酬制度に対する基本的な考え方

役員報酬制度は当社が目指すミッション・ビジョンの実現に向けて適切な動機付けの構造を組織に組み込むための重要な制度と考えています。

中長期的・持続的な成長に向けて経営陣に適切なリスクテイクを促しつつ、コーポレート・ガバナンスを担保し経営責任が的確に報酬に反映される制度を目指しています。

2) 報酬構成

当社役員（社外取締役・監査役を除く）の報酬構成は以下の通りです。

固定報酬を60%前後とし、業績連動報酬部分が40%前後となっています。業績連動報酬部分はSTI（Short Term Incentive）20%前後、LTI（Long Term Incentive）20%前後とし、短期的成果・中長期的成果を適切に反映する構成を目指しています。

業績連動報酬部分40%前後の比率設定にあたっては、市場平均や当社がベンチマークとする企業群の比率などを参考に定めています。

なお、社外取締役・監査役についてはその役割に鑑みて全て固定報酬としています。

報酬の種類	総報酬に占める割合	支給方法	考え方
固定報酬	60%前後	現金報酬	委任に対する負担・リスクに対する対価
STI	20%前後	現金報酬	利益の創出の対価（短期視点）
LTI	20%前後	株式報酬*	事業の拡大・成長の対価（中長期視点）

*上場前の段階では株式報酬の代わりに現金報酬（固定額）としています。上場後、準備が整った段階で株式報酬への切り替えを予定しています。

3) 業績評価指標の考え方

3-a. STI

STIは以下の指標を用いて係数を算出し、当該係数とSTI標準額を乗じて算出します。

係数の算出にあたって売上高と営業利益双方の目標達成率を勘案する理由は、当社がバランスの取れた成長を重視しており、片方に偏った施策に陥ることのないことを企図しています。

STI標準額（固定）×係数

係数＝売上高目標達成率×営業利益目標達成率*

*目標達成率＝当期実績÷事業計画上の売上高または営業利益

3-b. LTI

LTIは株式報酬であるため、支給後の中長期的な株式価値の上昇が中長期的かつ客観的に報酬に反映されると考えています。

4) 報酬水準

報酬水準の設定にあたっては、市場全体、ベンチマーク企業群との比較検討の他、採用における競争力を踏まえて設定しています。

5) 報酬額の決定プロセス

当社の役員報酬は、役員報酬規程及び細則に定められたルールに則り算定されます。報酬の決定は代表取締役への一任決議ですが、原則的に裁量の余地はなく、実績としても調整されずにルール通りの計算で支給されています。

上記の役員報酬関連の制定にあたっては客観性を担保すべく外部コンサルタント会社を起用して助言を受け、取締役会において決議しています。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
			STI	LTI	
取締役 (社外取締役を除く)	139,463	75,150	38,663	25,650	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	34,677	34,677	—	—	4

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

該当事項はありません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。
- (2) 当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則に基づいて作成しています。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表です。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2023年2月1日から2024年1月31日まで)及び当事業年度(2024年2月1日から2025年1月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年2月1日から2025年7月31日まで)に係る中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより期中レビューを受けています。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表は作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、的確に対応することができる体制を整備するために、専門的情報を有する団体が主催するセミナーの参加や会計専門誌の定期購読等を行い、積極的な情報収集活動に努めています。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,880,003	5,709,089
売掛金	296,502	367,461
商品	672,711	731,976
貯蔵品	37,197	36,006
前渡金	14,592	27,379
前払費用	54,602	82,350
その他	57,573	219,467
流動資産合計	5,013,183	7,173,730
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	261,786	252,651
構築物（純額）	6,475	4,914
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	69,149	72,522
建設仮勘定	4,245	60,445
有形固定資産合計	※1 341,657	※1 390,533
無形固定資産		
商標権	41,557	19,616
ソフトウェア	44,915	54,969
その他	76	76
無形固定資産合計	86,549	74,663
投資その他の資産		
出資金	—	10
破産更生債権等	2,805	2,805
長期前払費用	11,205	5,229
繰延税金資産	140,864	214,994
その他	117,845	383,843
貸倒引当金	△2,805	△2,805
投資その他の資産合計	269,915	604,077
固定資産合計	698,122	1,069,274
資産合計	5,711,305	8,243,005

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	403,983	345,789
短期借入金	※2 50,000	※2 279,962
1年内返済予定の長期借入金	67,500	39,375
未払金	165,791	257,610
未払費用	29,273	29,251
未払法人税等	497,401	659,653
契約負債	339,286	341,348
預り金	12,341	12,967
前受収益	3,738	2,838
賞与引当金	73,886	87,736
流動負債合計	1,643,203	2,056,532
固定負債		
長期借入金	39,375	—
その他	8,514	38,514
固定負債合計	47,889	38,514
負債合計	1,691,092	2,095,046
純資産の部		
株主資本		
資本金	87,500	87,500
資本剰余金		
資本準備金	99,795	99,795
その他資本剰余金	28,286	28,286
資本剰余金合計	128,081	128,081
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,804,031	5,931,777
利益剰余金合計	3,804,031	5,931,777
株主資本合計	4,019,613	6,147,358
新株予約権	600	600
純資産合計	4,020,213	6,147,958
負債純資産合計	5,711,305	8,243,005

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	5,969,447
売掛金	670,253
商品	960,189
貯蔵品	38,399
その他	308,257
流動資産合計	7,946,547
固定資産	
有形固定資産	359,046
無形固定資産	103,477
投資その他の資産	
その他	991,886
貸倒引当金	△2,805
投資その他の資産合計	989,081
固定資産合計	1,451,604
資産合計	9,398,152

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年7月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	675,620
短期借入金	50,000
1年内返済予定の長期借入金	5,625
未払法人税等	577,143
賞与引当金	81,994
その他	677,748
流動負債合計	2,068,131
固定負債	
その他	38,514
固定負債合計	38,514
負債合計	2,106,645
純資産の部	
株主資本	
資本金	87,500
資本剰余金	128,081
利益剰余金	7,075,325
株主資本合計	7,290,906
新株予約権	600
純資産合計	7,291,506
負債純資産合計	9,398,152

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月 31日)	当事業年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月 31日)
売上高	8,390,259	11,258,349
売上原価	※1 3,367,058	※1 4,365,625
売上総利益	5,023,200	6,892,724
販売費及び一般管理費	※2 2,775,120	※2 3,712,307
営業利益	2,248,080	3,180,416
営業外収益		
受取利息	25	836
補助金収入	5,000	—
違約金収入	6,517	—
受取手数料	—	3,273
その他	85	1,605
営業外収益合計	11,628	5,715
営業外費用		
支払利息	1,762	1,913
固定資産売却損	596	—
為替差損	101	7,494
その他	43	24
営業外費用合計	2,503	9,431
経常利益	2,257,205	3,176,700
特別損失		
和解金	18,346	—
解約違約金	—	※3 106,423
特別損失合計	18,346	106,423
税引前当期純利益	2,238,859	3,070,277
法人税、住民税及び事業税	713,193	1,016,662
法人税等調整額	△61,276	△74,130
法人税等合計	651,917	942,531
当期純利益	1,586,941	2,127,745

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)		当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 当期仕入高		3,504,407	99.1	4,414,836	99.2
II 労務費		16,837	0.5	21,422	0.5
III 経費	※1	14,744	0.4	15,403	0.3
小計		3,535,989	100.0	4,451,662	100.0
期首商品棚卸高		517,722	—	672,711	—
合計		4,053,711	—	5,124,373	—
他勘定振替高	※2	13,941	—	26,771	—
期末商品棚卸高		672,711	—	731,976	—
当期売上原価		3,367,058	—	4,365,625	—

(注) ※1 経費の主な内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
地代家賃(千円)	10,402	10,402
減価償却費(千円)	4,341	4,426

※2 他勘定振替高の主な内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
福利厚生費(千円)	6,830	10,931
広告宣伝費(千円)	6,817	9,942

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年 2月 1日 至 2025年 7月31日)
売上高	5,986,853
売上原価	2,109,593
売上総利益	3,877,259
販売費及び一般管理費	※1 2,072,614
営業利益	1,804,645
営業外収益	
受取利息	4,324
為替差益	2,441
その他	1,238
営業外収益合計	8,004
営業外費用	
支払利息	1,390
地代家賃	42,207
その他	4,097
営業外費用合計	47,695
経常利益	1,764,953
特別損失	
減損損失	※2 53,708
特別損失合計	53,708
税引前中間純利益	1,711,244
法人税、住民税及び事業税	577,806
法人税等調整額	△10,109
法人税等合計	567,696
中間純利益	1,143,548

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	10,000		5,991	5,991
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	99,795	99,795		99,795
資本金からその他資本剰余金への振替	△22,295		22,295	22,295
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	77,500	99,795	22,295	122,090
当期末残高	87,500	99,795	28,286	128,081

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	2,217,090	2,217,090	2,233,081	3,450	2,236,531
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）			199,590		199,590
資本金からその他資本剰余金への振替			—		—
当期純利益	1,586,941	1,586,941	1,586,941		1,586,941
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△2,850	△2,850
当期変動額合計	1,586,941	1,586,941	1,786,531	△2,850	1,783,681
当期末残高	3,804,031	3,804,031	4,019,613	600	4,020,213

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	87,500	99,795	28,286	128,081
当期変動額				
当期純利益				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	87,500	99,795	28,286	128,081

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	3,804,031	3,804,031	4,019,613	600	4,020,213
当期変動額					
当期純利益	2,127,745	2,127,745	2,127,745		2,127,745
当期変動額合計	2,127,745	2,127,745	2,127,745	—	2,127,745
当期末残高	5,931,777	5,931,777	6,147,358	600	6,147,958

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月 31日)	当事業年度 (自 2024年 2月 1日 至 2025年 1月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	2,238,859	3,070,277
減価償却費	134,162	204,667
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,805	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	40,195	13,849
解約違約金	—	106,423
受取利息	△25	△836
補助金収入	△5,000	—
違約金収入	△6,517	—
受取手数料	—	△3,273
支払利息	1,762	1,913
為替差損益 (△は益)	△422	△151
固定資産売却損益 (△は益)	577	△525
和解金	18,346	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△90,172	△70,958
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△192,186	△58,073
前渡金の増減額 (△は増加)	△8,400	△12,787
前払費用の増減額 (△は増加)	27	△27,748
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△796	△629
仕入債務の増減額 (△は減少)	△13,864	△58,193
未払金の増減額 (△は減少)	72,285	△12,583
未払費用の増減額 (△は減少)	△49,797	△21
契約負債の増減額 (△は減少)	74,176	2,061
前受収益の増減額 (△は減少)	438	△900
預り金の増減額 (△は減少)	3,883	626
その他	△46,923	△161,994
小計	2,173,411	2,991,141
利息の受取額	25	836
補助金の受取額	5,000	—
違約金の受取額	6,517	—
受取手数料の受取額	—	3,273
利息の支払額	△1,762	△1,913
和解金の支払額	△18,346	—
法人税等の支払額	△546,928	△854,410
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,617,918	2,138,927

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の払込による支出	—	△10
定期預金の預入による支出	—	△400,001
定期預金の払戻による収入	—	200,000
有形固定資産の取得による支出	△138,779	△176,872
有形固定資産の売却による収入	4,400	—
無形固定資産の取得による支出	△22,712	△38,464
無形固定資産の売却による収入	—	1,108
敷金及び保証金の差入による支出	△13,928	△288,473
その他	—	30,256
投資活動によるキャッシュ・フロー	△171,020	△672,456
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	20,000	229,962
長期借入金の返済による支出	△67,500	△67,500
新株予約権の発行による収入	600	—
新株予約権の行使による株式の発行による収入	196,140	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	149,240	162,462
現金及び現金同等物に係る換算差額	422	151
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,596,560	1,629,084
現金及び現金同等物の期首残高	2,283,442	3,880,003
現金及び現金同等物の期末残高	※ 3,880,003	※ 5,509,087

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2025年2月1日
至 2025年7月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	1,711,244
減価償却費	98,332
減損損失	53,708
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△5,741
受取利息	△4,324
支払利息	1,390
為替差損益 (△は益)	△483
売上債権の増減額 (△は増加)	△302,792
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△230,606
仕入債務の増減額 (△は減少)	329,830
その他	39,841
小計	1,690,399
利息の受取額	4,324
利息の支払額	△1,390
法人税等の支払額	△660,315
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,033,017
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	200,001
有形固定資産の取得による支出	△82,332
無形固定資産の取得による支出	△45,755
敷金及び保証金の差入による支出	△382,406
その他	1,064
投資活動によるキャッシュ・フロー	△309,429
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△229,962
長期借入金の返済による支出	△33,750
財務活動によるキャッシュ・フロー	△263,712
現金及び現金同等物に係る換算差額	483
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	460,360
現金及び現金同等物の期首残高	5,509,087
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 5,969,447

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

商品	総平均法
貯蔵品	最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、建物及び構築物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3年～15年
構築物	7年～10年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

(1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

商品の販売：顧客に商品を引き渡す履行義務。

(2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

商品の販売：EC販売、卸販売については商品が顧客に出荷した時点。店舗販売については商品が顧客に引き渡した時点で収益を認識しています。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

商品	総平均法
貯蔵品	最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、建物及び構築物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	2年～15年
構築物	7年～10年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

(1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

商品の販売：顧客に商品を引き渡す履行義務。

(2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

商品の販売：EC販売、卸販売については商品を顧客に出荷した時点。店舗販売については商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しています。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

棚卸資産の評価

1 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
商品	672,711
売上原価(棚卸資産評価損)	56,050

2 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、商品の評価方法は、総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定)を採用しており、原則として、販売日から1年経過後の商品を滞留在庫として帳簿価額を切り下げています。

滞留による収益性の低下の判断においては、滞留在庫の判定に用いた一定の期間を主要な仮定としていますが、将来の市場環境の変化等により、当社の事業計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、実際の販売実績が見積りと異なった場合、帳簿価額の切り下げに伴い、翌年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

棚卸資産の評価

1 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
商品	731,976
売上原価(棚卸資産評価損)	28,396

2 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、商品の評価方法は、総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定)を採用しており、原則として、販売日から1年経過後の商品を滞留在庫として帳簿価額を切り下げています。

滞留による収益性の低下の判断においては、滞留在庫の判定に用いた一定の期間を主要な仮定としていますが、将来の市場環境の変化等により、当社の事業計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、実際の販売実績が見積りと異なった場合、帳簿価額の切り下げに伴い、翌年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年1月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

当事業年度において、本社移転に関する決定を行ったことに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数の見積りの変更をしています。また、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行っていた敷金についても、償却に係る合理的な期間を短縮しています。これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ19,780千円減少しています。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	241,987千円	352,648千円

※2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しています。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高等は以下のとおりです。

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
当座貸越限度額の総額	2,000,000千円	2,600,000千円
借入実行残高	50,000 "	180,000 "
差引額	1,950,000 "	2,420,000 "

(損益計算書関係)

※1 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれています。

	前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
	56,050千円	28,396千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額ならびにおおよその割合は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
給与手当	650,767千円	837,533千円
支払手数料	348,828 "	599,538 "
荷造運賃	388,787 "	334,203 "
地代家賃	353,525 "	436,611 "
減価償却費	129,820 "	200,241 "
貸倒引当金繰入額	2,805 "	— "
賞与引当金繰入額	72,280 "	85,837 "
おおよその割合		
販売費	47.4%	40.3%
一般管理費	52.6 "	59.7 "

※3 解約違約金

当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

本店移転に伴う契約上の解約違約金相当額を計上したことによるものです。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000,000	99,000	—	1,099,000

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

新株予約権の権利行使による増加 99,000株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第3回自社株式オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
第4回自社株式オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	600	
合計		—	—	—	600	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,099,000	—	—	1,099,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第3回自社株式オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第4回自社株式オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	600
第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	600

(注) 第5回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
現金及び預金	3,880,003千円	5,709,089千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	— 〃	200,001 〃
現金及び現金同等物	3,880,003千円	5,509,087千円

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年1月31日)	当事業年度 (2025年1月31日)
1年内	169,251	60,411
1年超	177,123	11,600
合計	346,375	72,011

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な資金等に限定し、資産調達については主に金融機関からの借入による方針です。デリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクについて、与信管理規程に基づき与信を管理し、取引先の信用状況を把握すること等により、当該リスクを管理しています。営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日です。営業債務、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当該リスクについては、月次単位で支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (*3)	106,875	106,872	△2
負債計	106,875	106,872	△2

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*2) 「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めています。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,880,003	—	—	—
売掛金	296,502	—	—	—
合計	4,176,505	—	—	—

(注2) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
長期借入金	67,500	39,375	—	—	—	—
合計	117,500	39,375	—	—	—	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	106,872	—	106,872
負債計	—	106,872	—	106,872

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な資金等に限定し、資産調達については主に金融機関からの借入による方針です。デリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクについて、与信管理規程に基づき与信を管理し、取引先の信用状況を把握すること等により、当該リスクを管理しています。営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日です。営業債務、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当該リスクについては、月次単位で支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (*3)	39,375	39,373	△1
負債計	39,375	39,373	△1

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*2) 「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めています。

(*4) 出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としていません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2025年1月31日)
出資金	10

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,709,089	—	—	—
売掛金	367,461	—	—	—
合計	6,076,550	—	—	—

(注2) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	279,962	—	—	—	—	—
長期借入金	39,375	—	—	—	—	—
合計	319,337	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	39,373	—	39,373
負債計	—	39,373	—	39,373

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1. スtock・オプション及び自社株式オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2021年1月12日	2022年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数 (注)1	普通株式 600,000株	普通株式 1,380,000株
付与日	2021年1月29日	2022年9月30日
権利確定条件	(注)2	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年1月13日 至 2031年1月12日	自 2022年9月30日 至 2032年9月30日

	第3回新株予約権 (自社株式オプション)	第4回新株予約権 (自社株式オプション)
決議年月日	2023年1月19日	2023年9月5日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	社外協力者 1名
株式の種類及び付与数 (注)1	普通株式 200,000株	普通株式 200,000株
付与日	2023年1月20日	2023年9月6日
権利確定条件	(注)4	(注)4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年1月20日 至 2033年1月20日	自 2023年9月6日 至 2033年9月5日

(注) 1. 株式数に換算して記載しています。なお、2025年7月17日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しています。

2. 権利確定条件は次のとおりです。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者(以下、本条において「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあること要す。ただし、任期満了により退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ その他の権利行使の条件は、別途当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 権利行使条件は次のとおりです。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者(以下、本条において「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあること要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ その他の権利行使の条件は、別途当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 権利行使条件は次のとおりです。

当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日から6ヶ月が経過することを条件とする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)		
前事業年度末	600,000	1,380,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	600,000	1,380,000
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	600,000	1,380,000
権利行使	600,000	1,380,000
失効	—	—
未行使残	—	—

	第3回新株予約権 (自社株式オプション)	第4回新株予約権 (自社株式オプション)
権利確定前(株)		
前事業年度末	200,000	—
付与	—	200,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	200,000	200,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	39.4	125
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第3回新株予約権 (自社株式オプション)	第4回新株予約権 (自社株式オプション)
権利行使価格(円)	125	150
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1. ストック・オプション及び自社株式オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. ストック・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) ストック・オプション及び自社株式オプションの内容

	第3回新株予約権 (自社株式オプション)	第4回新株予約権 (自社株式オプション)
決議年月日	2023年1月19日	2023年9月5日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	社外協力者 1名
株式の種類及び付与数 (注)1	普通株式 200,000株	普通株式 200,000株
付与日	2023年1月20日	2023年9月6日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年1月20日 至 2033年1月20日	自 2023年9月6日 至 2033年9月5日

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2024年11月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 51名
株式の種類及び付与数 (注)1	普通株式 213,680株
付与日	2024年11月29日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2026年11月30日 至 2034年11月28日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しています。なお、2025年7月17日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しています。
2. 権利確定条件は次のとおりです。
当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された日から6ヶ月が経過することを条件とする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
3. 権利確定条件は次のとおりです。
- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、本条において「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ その他の権利行使の条件は、別途当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第3回新株予約権 (自社株式オプション)	第4回新株予約権 (自社株式オプション)
権利確定前(株)		
前事業年度末	200,000	200,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	200,000	200,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	213,680
失効	—
権利確定	—
未確定残	213,680
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第3回新株予約権 (自社株式オプション)	第4回新株予約権 (自社株式オプション)
権利行使価格(円)	125	150
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	725
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっています。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)により算定しています。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実数の失効数のみ反映させる方式を採用しています。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	—千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	53,792千円
未払事業所税	1,672 "
賞与引当金	25,557 "
未払法定福利費	5,353 "
棚卸資産評価損	29,322 "
資産除去債務	8,656 "
減価償却超過額	15,448 "
その他	1,061 "
繰延税金資産小計	140,864千円
評価性引当額	— "
繰延税金資産合計	140,864千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.59 %
(調整)	
住民税均等割等	0.07 %
雇用促進税制特別控除	△5.48 %
その他	△0.06 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.12 %

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	65,199千円
未払事業所税	1,828 "
賞与引当金	30,347 "
未払法定福利費	5,352 "
棚卸資産評価損	35,827 "
解約違約金	36,811 "
資産除去債務	16,341 "
減価償却超過額	22,269 "
その他	1,015 "
繰延税金資産小計	214,994千円
評価性引当額	— "
繰延税金資産合計	214,994千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
(調整)	
住民税均等割等	0.07%
雇用促進税制特別控除	△3.89%
その他	△0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.70%

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(第12条関係)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が施行されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.59%から2027年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.43%となります。

この税率変更による影響は軽微です。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	金額
自社EC	3,331,791
自社店舗	3,008,724
卸売	1,436,216
その他	613,526
顧客との契約から生じる収益	8,390,259

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1. 財務諸表 (1) 財務諸表等 「注記事項」(重要な会計方針) 5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度 (2024年1月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	206,330
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	296,502
契約負債(期首残高)	265,109
契約負債(期末残高)	339,286

契約負債は、顧客との契約条件に基づき、商品の出荷前に顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い、取り崩されます。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は265,109千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び知的財産のライセンス契約のうち売上高に基づくロイヤリティについて注記の対象を含めていません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額は345,512千円あり、当該残存履行義務は、今後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでいます。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	金額
自社EC	3,665,515
自社店舗	5,440,515
卸売	1,851,132
その他	301,186
顧客との契約から生じる収益	11,258,349

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1. 財務諸表 (1) 財務諸表等 「注記事項」 (重要な会計方針) 5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年1月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	296,502
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	367,461
契約負債(期首残高)	339,286
契約負債(期末残高)	341,348

契約負債は、顧客との契約条件に基づき、商品の出荷前に顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い、取り崩されます。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は339,286千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び知的財産のライセンス契約のうち売上高に基づくロイヤリティについて注記の対象に含めていません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額は15,292千円あり、当該残存履行義務は、今後概ね3年以内に収益として認識されると見込んでいます。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

当社は、ブランド事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

当社は、ブランド事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、ブランド事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	その他	合計
5,711,114	1,468,301	1,210,842	8,390,259

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、ブランド事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	その他	合計
8,053,898	2,457,164	747,287	11,258,349

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	松沼 礼	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接3.00	—	ストック・オプションの権利行使(注)1	82,500	—	—
役員	柳澤純一	—	—	当社取締役	(被所有) 直接3.00	—	ストック・オプションの権利行使(注)2	56,820	—	—
役員	鳩山玲人	—	—	当社取締役	(被所有) 直接3.00	—	ストック・オプションの権利行使(注)2	56,820	—	—

- (注) 1. 2022年9月29日開催の当社臨時株主総会決議に基づき付与された第2回新株予約権のうち当事業年度における権利行使を記載しています。
2. 2021年1月12日開催の当社臨時株主総会決議に基づき付与された第1回新株予約権ならびに2022年9月29日開催の当社臨時株主総会決議に基づき付与された第2回新株予約権のうち当事業年度における権利行使を記載しています。

2 親会社または重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	人工憫 (注)2	東京都新宿区	1,080	コンサルティング	—	クリエイティブディレクション契約	業務委託契約(注)1	174,000	—	—
							契約当事者変更に伴う預り金の返金(注)3	69,433	—	—

- (注) 1. 主要株主である長尾智明氏が他社と締結している同種業務の契約条件との比較検討及び世間相場との比較において、妥当な条件となるように設定しています。
2. 主要株主である長尾智明氏が人工憫の議決権の100.00%を直接所有しています。
3. 長尾智明氏の当社代表取締役退任に伴う契約当事者の変更手続きにより、変更手続き後に受領した報酬相当額を返金したものととなります。
4. 人工憫は、2025年8月に本社を東京都目黒区に移転しています。

2 親会社または重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
1株当たり純資産額	182.88円	279.68円
1株当たり当期純利益	79.33円	96.80円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。
2. 当社は、2025年7月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っています。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しています。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度 (自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)	当事業年度 (自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	1,586,941	2,127,745
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,586,941	2,127,745
普通株式の期中平均株式数(株)	20,005,420	21,980,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数20,000個) なお、これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	新株予約権3種類(新株予約権の数30,684個) なお、これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度末 (2024年1月31日)	当事業年度末 (2025年1月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,020,213	6,147,958
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	600	600
(うち新株予約権)(千円)	(600)	(600)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	4,019,613	6,147,358
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	21,980,000	21,980,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2023年2月1日 至 2024年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年2月1日 至 2025年1月31日)

(株式分割、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用)

当社は、2025年6月30日開催の取締役会決議に基づき、2025年7月17日付をもって株式分割を行っています。また、2025年7月30日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、発行可能株式総数の変更と単元株制度を採用しています。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としています。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2025年7月16日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき20株の割合をもって分割しています。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	普通株式	1,099,000株
今回の分割により増加する株式数	普通株式	20,881,000株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式	21,980,000株
株式分割後の発行可能株式総数	普通株式	80,000,000株

③ 株式分割の効力発生日

2025年7月17日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されています。

2. 発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用

当社は、2025年7月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行い、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用を行っています。

(1) 発行可能株式総数の変更

80,000,000株から7,920,000株増加し、87,920,000株としています。

(2) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としました。

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
給与手当	416,895千円
賞与引当金繰入額	80,344 "

※2 減損損失

当中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	店舗	建物附属設備、建設仮勘定他	53,708千円

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っています。営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込みである資産のグループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、当該資産の回収可能価額はゼロとしています。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
現金及び預金	5,969,447千円
預入期間が3か月を超える定期預金	— "
現金及び現金同等物	5,969,447千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ブランド事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)

当社は、ブランド事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	金額
自社EC	1,830,287
自社店舗	3,218,309
卸売	800,224
その他	138,032
顧客との契約から生じる収益	5,986,853

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	当中間会計期間 (自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)
1株当たり中間純利益	52円03銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	1,143,548
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	1,143,548
普通株式の期中平均株式数(株)	21,980,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、第10期中間会計期間は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載していません。
2. 当社は、2025年7月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っています。当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】(2025年1月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 または償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	413,103	79,257	15,094	477,266	224,614	88,392	252,651
構築物	11,209	—	—	11,209	6,295	1,560	4,914
車両運搬具	2,405	—	—	2,405	2,405	—	0
工具器具備品	152,680	39,393	219	191,854	119,332	36,021	72,522
建設仮勘定	4,245	60,445	4,245	60,445	—	—	60,445
有形固定資産計	583,645	179,095	19,558	743,182	352,648	125,974	390,533
無形固定資産							
商標権	107,705	—	705	107,000	87,383	21,458	19,616
ソフトウェア	58,649	38,464	18,784	78,329	23,359	28,410	54,969
その他	76	—	—	76	—	—	76
無形固定資産計	166,430	38,464	19,489	185,405	110,742	49,868	74,663
長期前払費用	38,219	2,793	8,770	32,242	27,013	6,606	5,229

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

建物	HUMAN MADE FUKUOKA内装設備工事	59,465千円
	HUMAN MADE HARAJUKU内装設備工事	18,576千円
工具器具備品	本社事務所・FACTORY備品	27,720千円
	HUMAN MADE FUKUOKA店舗備品	8,487千円
ソフトウェア	コーポレートサイト・採用サイト	15,500千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

建物	HUMAN MADE HARAJUKU内装設備工事	12,418千円
ソフトウェア	コーポレートサイト・採用サイト	9,984千円

3. 長期前払費用の一部は前払保険料等の期間按分に係るものであり、減価償却と性質が異なるため、当期償却額及び償却累計額の算定には含めていません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50,000	279,962	0.82%	—
1年以内に返済予定の長期借入金	67,500	39,375	0.77%	—
長期借入金(1年以内に返済予定のもの を除く。)	39,375	—	—	—
合計	156,875	319,337	—	—

(注) 「平均利率」については、借入金等の期中平均残高に対する加重平均利率を記載しています。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,805	—	—	—	2,805
賞与引当金	73,886	87,736	73,886	—	87,736

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年1月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	5,943
預金	
普通預金	4,499,327
外貨預金	3,816
定期預金	1,200,001
計	5,703,145
合計	5,709,089

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)パルコ	153,279
(株)ジェイエムエス	96,379
森ビル(株)	64,754
WORKSOUT INC.	24,315
Blue Bottle Coffee Japan(合)	4,793
その他	23,939
合計	367,461

売掛金の発生及び回収ならびに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
296,502	9,206,914	9,135,955	367,461	96.1%	13.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれています。

③ 商品

区分	金額(千円)
衣料品・生活雑貨	731,976
合計	731,976

④ 貯蔵品

区分	金額(千円)
梱包資材・ショッパー	23,846
ノベルティ	9,664
その他	2,495
合計	36,006

⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
阪和(株)	70,836
豊島(株)	31,500
エムシーファッション(株)	29,959
弘和産業(株)	27,494
㈱ギルドワーク	17,841
その他	168,157
合計	345,789

⑥ 未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	429,676
未払住民税	41,484
未払事業税	188,492
合計	659,653

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年1月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日 毎年1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://humanmade.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款で定めています。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年 1月26日	—	—	—	松沼 礼	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役)	660,000	82,500,000 (125)	新株予約権の権利行使
2024年 1月26日	—	—	—	柳澤 純一	東京都江東区	特別利害関係者等(当社取締役)	300,000	11,820,000 (39.4)	新株予約権の権利行使
2024年 1月26日	—	—	—	柳澤 純一	東京都江東区	特別利害関係者等(当社取締役)	360,000	45,000,000 (125)	新株予約権の権利行使
2024年 1月26日	—	—	—	鳩山 玲人	米国カリフォルニア州	特別利害関係者等(当社取締役)	300,000	11,820,000 (39.4)	新株予約権の権利行使
2024年 1月26日	—	—	—	鳩山 玲人	米国カリフォルニア州	特別利害関係者等(当社取締役)	360,000	45,000,000 (125)	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定していますが、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」)が定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」)第266条に基づき、当社の特別利害関係者等が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2023年2月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされています。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第267条に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされています。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされています。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされています。又、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされています。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりです。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、新株予約権等による行使条件による価格です。
5. 2025年6月30日開催の取締役会決議により、2025年7月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しています。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2023年9月6日	2024年11月29日
種類	第4回新株予約権 (自社株式オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 200,000株	普通株式 213,680株
発行価格	153円 (注)3	725円 (注)4
資本組入額	76.5円	362.5円
発行価額の総額	30,600,000円	154,918,000円
資本組入額の総額	15,300,000円	77,459,000円
発行方法	2023年9月29日開催の株主総会において、会社法第238条第1項の規定に基づく新株予約権の付与(自社株式オプション)に関する決議を行っています。	2024年11月29日開催の株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っています。
保有期間等に関する確約	—	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」）の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりです。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを含む。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で書面により募集新株予約権（行使等により取得する株式等を含む。）の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員または従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしています。
 - (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年1月31日です。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員または従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っています。
 3. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しています。
 4. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しています。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりです。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき150円	1株につき725円
行使期間	2023年9月6日から 2033年9月5日まで	2026年11月30日から 2034年11月28日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ③ その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ③ その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権については、第三者に対する譲渡、担保権の設定その他処分をすることはできないものとする。	新株予約権については、第三者に対する譲渡、担保権の設定その他処分をすることはできないものとする。

6. 2025年6月30日開催の取締役会決議により、2025年7月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しています。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 または名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
田中 慧	東京都渋谷区	社外協力者	200,000	30,600,000 (153)	パートナーシップ 契約先

(注) 2025年6月30日開催の取締役会決議により、2025年7月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、上記「割当株数」、「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」、「価格(単価)」を記載しています。

新株予約権②

取得者の氏名 または名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
当社従業員47名	—	会社員	191,740	139,011,500 (725)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載していません。

2. 2025年6月30日開催の取締役会決議により、2025年7月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、上記「割当株数」、「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」、「価格(単価)」を記載しています。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を 除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
株式会社NIGOLD (注)1	東京都目黒区中町一丁目25番20号	9,800,000	43.42
Pharrell Williams (注)1	米国フロリダ州	5,800,000	25.70
長尾 智明 (注)1、4、6	東京都目黒区	4,400,000	19.49
松沼 礼 (注)1、2	東京都世田谷区	660,000	2.92
柳澤 純一 (注)1、3	東京都江東区	660,000	2.92
鳩山 玲人 (注)1、3	米国カリフォルニア州	660,000	2.92
Brian Donnelly (注)4	米国ニューヨーク州	200,000 (200,000)	0.89 (0.89)
田中 慧 (注)4	東京都渋谷区	200,000 (200,000)	0.89 (0.89)
— (注)5	—	15,580 (15,580)	0.07 (0.07)
— (注)5	—	15,000 (15,000)	0.07 (0.07)
— (注)5	—	10,000 (10,000)	0.04 (0.04)
— (注)5	—	8,760 (8,760)	0.04 (0.04)
— (注)5	—	7,820 (7,820)	0.03 (0.03)
— (注)5	—	7,500 (7,500)	0.03 (0.03)
— (注)5	—	7,500 (7,500)	0.03 (0.03)
— (注)5	—	6,500 (6,500)	0.03 (0.03)
— (注)5	—	6,260 (6,260)	0.03 (0.03)
— (注)5	—	6,260 (6,260)	0.03 (0.03)
— (注)5	—	6,060 (6,060)	0.03 (0.03)
— (注)5	—	5,000 (5,000)	0.02 (0.02)
— (注)5	—	5,000 (5,000)	0.02 (0.02)
— (注)5	—	5,000 (5,000)	0.02 (0.02)
— (注)5	—	4,480 (4,480)	0.02 (0.02)
— (注)5	—	4,360 (4,360)	0.02 (0.02)
— (注)5	—	4,240 (4,240)	0.02 (0.02)
— (注)5	—	3,760 (3,760)	0.02 (0.02)
— (注)5	—	3,760 (3,760)	0.02 (0.02)
— (注)5	—	3,760 (3,760)	0.02 (0.02)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
— (注) 5	—	3,760 (3,760)	0.02 (0.02)
— (注) 5	—	3,760 (3,760)	0.02 (0.02)
— (注) 5	—	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	3,000 (3,000)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	2,980 (2,980)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	2,760 (2,760)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	2,500 (2,500)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	2,100 (2,100)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	1,840 (1,840)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	1,780 (1,780)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	1,740 (1,740)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	1,680 (1,680)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	1,620 (1,620)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	1,420 (1,420)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	1,360 (1,360)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	1,300 (1,300)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	1,300 (1,300)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	1,300 (1,300)	0.01 (0.01)
— (注) 5	—	1,200 (1,200)	0.01 (0.01)
その他 5 名 (注) 5	—	5,740 (5,740)	0.03 (0.03)
計	—	22,571,740 (591,740)	100.00 (2.62)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
3. 特別利害関係者等(当社取締役)
4. 社外協力者
5. 当社の従業員
6. 当社の役員であった者
7. ()内は、新株予約権による潜在株式及びその割合であり、内数です。
8. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

独立監査人の監査報告書

2025年10月16日

HUMAN MADE株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 大二郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 能勢 直子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているHUMAN MADE株式会社の2023年2月1日から2024年1月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HUMAN MADE株式会社の2024年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しています。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月16日

HUMAN MADE株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 大二郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 能勢 直子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているHUMAN MADE株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HUMAN MADE株式会社の2025年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しています。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月16日

HUMAN MADE株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 大二郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 能勢 直子

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているHUMAN MADE株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（2025年2月1日から2025年7月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HUMAN MADE株式会社の2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しています。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。



HUMAN MADE
Inc.